

小平市地域防災計画

(令和 7 年修正)

[資料編別冊 災害協定書編]

小平市防災会議

災害協定書編

目次

協定書 1	災害時における相互応援に関する協定書.....	1
協定書 2	震災時等の相互応援に関する協定.....	7
協定書 3	災害時における食料調達に関する協定書.....	12
協定書 4	災害時における東京都立小平西高等学校の利用に関する協定.....	14
協定書 5	災害時における東京都立小平南高等学校の利用に関する協定.....	16
協定書 6	災害時における東京都立小平高等学校の利用に関する協定.....	18
協定書 7	災害時における学校法人創価学園の利用に関する協定.....	20
協定書 8	震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定.....	22
協定書 9	災害時の歯科医療救護活動についての協定書.....	25
協定書 10	災害時の救護活動等についての協定書.....	39
協定書 11	災害時における緊急輸送業務に関する協定.....	41
協定書 12	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定.....	46
協定書 13	災害時の救護活動についての協定.....	51
協定書 14	災害時の避難場所相互利用に関する協定書.....	64
協定書 15	災害時における職業能力開発総合大学校東京校の利用に関する協定.....	66
協定書 16	災害時における東京障害者職業能力開発校の利用に関する協定.....	68
協定書 17	災害時における東京都立小平養護学校の利用に関する協定.....	70
協定書 18	姉妹都市災害時相互応援に関する協定書.....	73
協定書 19	災害時の避難場所相互利用に関する協定書.....	76
協定書 20	災害時における飲料調達に関する協定書.....	78
協定書 21	多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定.....	81
協定書 22	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定書.....	86
協定書 23	防災行政無線（同報系無線）設置のための屋上の使用に関する協定書.....	88
協定書 24	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書.....	91
協定書 25	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	96
協定書 26	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	103
協定書 27	災害時における応急対策活動に関する協定書.....	110
協定書 28	災害時における災害情報の放送等に関する協定書.....	113
協定書 29	災害時における東京都むさしが丘学園の施設の一部利用に関する協定.....	115
協定書 30	非常通信の運用に関する協定書.....	118
協定書 31	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書.....	120
協定書 32	アマチュア無線による災害時応援協定書.....	122
協定書 33	災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定書.....	124

協定書 34	災害時におけるプロパンガス等の燃料供給活動に関する協定書	127
協定書 35	大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書	130
協定書 36	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	132
協定書 37	地域防犯・防災力向上に関する協定書	134
協定書 38	地域防犯・防災力向上に関する協定書	136
協定書 39	地域防犯・防災力向上に関する協定書	138
協定書 40	地域防犯・防災力向上に関する協定	140
協定書 41	災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書	142
協定書 42	災害時における飲料水供給等に関する協定書	144
協定書 43	災害時の情報交換に関する協定	147
協定書 44	災害時における応急対策業務に関する協定書	149
協定書 45	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書.....	151
協定書 46	災害時等における応急対策の協力に関する協定書	153
協定書 47	「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書	157
協定書 48	地域防犯・防災力向上に関する協定書	159
協定書 49	地域防犯・防災力向上に関する協定書	161
協定書 50	地域防犯・防災力向上に関する協定書	163
協定書 51	地域防犯・防災力向上に関する協定書	165
協定書 52	地域防犯・防災力向上に関する協定書	167
協定書 53	地域防犯・防災力向上に関する協定書	169
協定書 54	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	171
協定書 55	昭和37年市制施行小矢部市・小平市災害時における相互応援に関する協定書	173
協定書 56	災害時における応急対策業務活動に関する協定書	175
協定書 57	災害時における語学ボランティア活動に関する協定書	179
協定書 58	災害時における食糧調達に関する協定書	182
協定書 59	災害時における東京サレジオ学園グラウンドの利用に関する協定書	184
協定書 60	災害時における飲料水の供給に関する協定書	187
協定書 61	災害時における学校法人白梅学園敷地の利用に関する協定書	189
協定書 62	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	191
協定書 63	災害時における動物救護に関する協定書	195
協定書 64	災害時における物資の供給協力に関する協定書	198
協定書 65	災害時における施設利用等に関する協定書	203
協定書 66	災害時における施設利用等に関する協定書	206
協定書 67	災害時における施設利用等に関する協定書	209
協定書 68	災害時における施設利用等に関する協定書	212
協定書 69	災害時における施設利用等に関する協定書	215

協定書 70	災害時における施設利用等に関する協定書	218
協定書 71	災害時における語学ボランティア活動に関する協定書	221
協定書 72	都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定書	225
協定書 73	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	229
協定書 74	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書	236
協定書 75	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	241
協定書 76	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	243
協定書 77	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	247
協定書 78	災害時における応急対策活動に関する協定書	249
協定書 79	災害時における一時的避難施設としての利用に関する協定書	254
協定書 80	災害時における物資の供給に関する協定書	257
協定書 81	災害時における入浴支援に関する協定書	261
協定書 82	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	265
協定書 83	災害時における動物救護に関する協定書	270
協定書 84	災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定書	273
協定書 85	災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定書	276
協定書 86	地域防犯・防災力向上に関する協定書	278
協定書 87	災害時における応急活動の協力に関する協定書	280
協定書 88	災害時における物資の供給協力に関する協定書	283
協定書 89	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	286
協定書 90	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	293
協定書 91	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	297
協定書 92	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	300
協定書 93	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	303
協定書 94	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	306
協定書 95	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	309
協定書 96	災害時における医療救護活動の協力に関する協定書	312
協定書 97	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	316
協定書 98	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	320
協定書 99	災害時における施設等の利用に関する協定	324
協定書 100	災害時における相互連携に関する基本協定	327
協定書 101	避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書	329
協定書 102	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	332
協定書 103	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	335
協定書 104	災害時における給電車両貸与に関する協定	342
協定書 105	災害時における施設等の利用に関する協定	348

協定書 106	災害時における放送に関する協定	351
協定書 107	災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定.....	355
協定書 108	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	360
協定書 109	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	364
協定書 110	災害時における物資の供給等に関する協定書	372
協定書 111	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書.....	377
協定書 112	災害時における要配慮者への支援に関する協定書	385
協定書 113	災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定.....	388
協定書 114	災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定書	394
協定書 115	災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定書	396
協定書 116	災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書	401
協定書 117	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	405
協定書 118	災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書	409
協定書 119	災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書	414
協定書 120	災害時における輸送に関する協定書	419
協定書 121	災害時における輸送に関する協定書	424
協定書 122	災害時における輸送に関する協定書	429
協定書 123	災害時における輸送に関する協定書	434
協定書 124	災害時における輸送に関する協定書	439
協定書 125	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	444
協定書 126	災害時における輸送に関する協定書	448
協定書 127	災害時における輸送及び施設等の利用に関する協定書	453
協定書 128	災害時における要配慮者への支援に関する協定書	458
協定書 129	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	461
協定書 130	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	465
協定書 131	災害時における要配慮者への支援に関する協定書	468
協定書 132	災害時における要配慮者への支援に関する協定書	471
協定書 133	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	474
協定書 134	災害時における行政手続の支援活動に関する協定	478
協定書 135	災害時における要配慮者への支援に関する協定書	483
協定書 136	災害発生時における小平市と小平郵便局との協力に関する協定書	486
協定書 137	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書	489
協定書 138	災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書	492

協定書 1 災害時における相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関する協定書

小平市と狭山市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小平市と狭山市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者に対する収容施設の提供
- (6) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるもの

(応援要請の窓口)

第3条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間

(8) その他応援を必要とする事項等

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の応援に要する経費 応援を行う市が負担

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 原則として応援を受ける市が負担

2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通保有する。

平成8年1月19日

小平市小川町二丁目1,333番地

小 平 市

小 平 市 長

前 田 雅 尚

狹山市入間川一丁目23番5号

狹 山 市

狹 山 市 長

町 田 潤 一

災害時相互応援協定の実施に伴う確認書

災害時における相互応援協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項について、小平市と狭山市の間において協議し、次のとおり確認する。

第1 協定第2条(応援の内容)に関すること。

1 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(1) 想定応援品目

応援には迅速性が要求されるところから、備蓄規模の大きい次の倉庫の備蓄品を一括支援することとする。また、不足する応援品目については、両市の備蓄品一覧表から選定し、連絡を取りながら順次提供することとする。

〔小平市〕市役所備蓄倉庫の備蓄品を最優先とする。

〔狭山市〕南部備蓄倉庫の備蓄品を最優先とする。

(2) 想定集積所

応援物資の集積所(被災時の受入れ場所)については、次の順位による。

〔小平市での集積所〕

ア 中央公園

イ 萩山公園グラウンド

ウ 小平第五小学校

〔狭山市の集積所〕

ア 災害対策本部(市役所)

ただし、連絡を受けた場合、各地区の災害対策現地本部(公民館等)に変更になることがある。

イ 智光山公園(市域壊滅状態時)

ウ 赤坂の森公園(市域壊滅状態時)

2 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(1) 想定応援品目

提供可能な応援品目は、次のとおりとする。また、不足する応援品目については、両市の備蓄品一覧表から選定し、連絡を取りながら順次提供することとする。

〔小平市〕ア 大型救急医療セット8組

イ テント20張

〔狭山市〕ア 救急医療セット6組

イ テント6張

(2) 想定輸送先

1 (2)想定集積所と同様とする。

3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(1) 想定応援車両

被災当初の応援車両は、次のとおりとする。また、応援車両等不足する場合については、両市の車両一覧表から不足応援車両を選定し、順次連絡することとする。

〔小平市〕 ア 道路管理課車両

イ 清掃事務所車両

ウ 給水車

エ その他

〔狭山市〕 ア 道路維持課車両

イ 管財課車両（バス2台）

ウ 10t水槽車及び給水車

エ その他

(2) 想定参集先

1 (2)想定集積所と同様とする。

4 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援

(1) 想定応援職員

被災当初の職員の応援は、次のとおりとする。また、看護婦、保健婦、ケースワーカー等必要の場合については、順次応援市へ連絡することとし、応援要請を受けた市は、できる限り対応するものとする。

〔小平市〕 応援車両の運行に伴う人員（運転手、作業員等）

〔狭山市〕 応援車両の運行に伴う人員（運転手、作業員等）

(2) 想定参集先

1 (2)想定集積所と同様とする。

5 被災者に対する収容施設の提供

避難者の想定収容施設は、次のとおりとする。

〔小平市〕 ア （小平駅周辺）大沼地域センター

イ （花小金井駅周辺）東部市民センター、花小金井公民館

ウ 各地域センター

なお、通勤通学等で小平市に滞在し又は小平市を通過する狭山市民が、出先で被災し帰宅困難となった場合の一時的避難場所としても使用する。

〔狭山市〕 ア （狭山市駅周辺）中央公民館

イ （入曽駅周辺）富士見公民館

ウ 智光山荘

6 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ

両市とも被災児童生徒の居住地区により、柔軟に対応する。

7 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるもの

(1) 自衛隊との連携

狭山市は、自衛隊基地を利用した小平市への応援が可能となるよう入間基地と緊密な連携をもつこととする。

(2) 想定災害時臨時離着陸場

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、次のとおりヘリポートを選定する。

〔小平市〕ア 中央公園

イ 丸井総合グラウンド

〔狭山市〕ア 消防本部庁舎浦河川敷

イ 赤坂の森公園

第2 協定第3条（応援要請の窓口）に関すること。

相互応援に関する連絡担当部課は、次のとおりとする。

〔小平市〕防災対策室

〔狭山市〕市民経済部交通防災課

第3 協定第4条（応援要請の手続）に関すること。

1 災害応援要請書を別記様式のとおり定める。

2 協定第4条の規定にかかわらず、応援市は、被災市からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により応援活動を行うものとする。

第4 その他

応援を想定した訓練の実施

両市間の災害時支援が円滑に行われるように、相互に総合防災訓練へ参加するなど訓練を実施するものとする。

この確認を証するため本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年6月3日

小平市小川町二丁目1、333番地

小 平 市

小 平 市 長

前 田 雅 尚

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長

町 田 潤 一

別記様式

災害応援要請書（第 次）

年 月 日

市長 様

市 長

災害時における相互応援に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり応援を要請いたします。

被害の状況							
応援の場所							
応援場所への経路	別紙地図のとおり						
必要とする食糧、及び生活必需品物資	品名		数量		品名		数量
必要とする資機材、物資、車両等	品名		数量		品名		数量
必要とする職員	職種	人員	応援期間		職種	人員	応援期間
							～
収容施設の提供を希望する被災者	世帯数			人数		期間	
	世帯			人		～	
小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒	人数	人		期間	～		
備考（その他応援を必要とする事項等）							

協定書 2 震災時等の相互応援に関する協定

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村(島しょを除く。以下「市町村」という。)の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員

(6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長 波多野 茂雄

立川市長 青木 久

武蔵野市長	土屋 正忠
三鷹市長	安田 養次郎
青梅市長	田辺 栄吉
府中市長	吉野 和男
昭島市長	伊藤 徳彦
調布市長	吉尾 勝征
町田市長	寺田 和雄
小金井市長	大久保 慎一
小平市長	前田 雅尚
日野市長	森田 喜美男
東村山市長	細渕 一男
国分寺市長	本多 良雄
国立市長	佐伯 有行
田無市長	末木 達男
保谷市長	保谷 高範
福生市長	石川 彌八郎
狛江市長	石井 三雄
東大和市長	尾又 正則

清瀬市長 星野 繁

東久留米市長 稲葉 三千男

武蔵村山市長 志々田 浩太郎

多摩市長 臼井 千秋

稲城市長 石川 良一

羽村市長 井上 篤太郎

あきる野市長 田中 雅夫

瑞穂町長 関谷 久

日の出町長 青木 國太郎

奥多摩町長 大舘 誉

檜原村長 鈴木 陸實

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定(以下「協定」という。)に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

協定書 3 災害時における食料調達に関する協定書

災害時における食料調達に関する協定書

小平市(以下「甲」という。)と第一屋製パン株式会社(以下「乙」という。)との間において次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、応急食料の調達を必要とする震災、風水害、火災等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行なう被災者の食料供給活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時における甲の要請に対し積極的かつ優先的に応じるものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急食料の供給
- (2) 災害時における市民に対する食料の安全、安定供給

2 乙は、災害時食料として53食/日分の製品の原料をランニングストックし、甲の要請に対し供給可能な態勢を保持する。

(報告)

第3条 乙は、災害時の協力体制及び生産総量を毎年4月に小平市長に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話又は口頭により要請し、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 納入場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(価格及び請求)

第5条 甲の要請により乙が供給する食料の価格は、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、食料の供給に要した経費について、納品書を添付して甲に請求するものとする。
ただし、第2条第1項第2号の規定により直接市民に供給したものの経費については、甲は負担しない。

(支払)

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(ライフラインの復旧要請)

第7条 甲は、乙が製造に使用する電気・ガス・水道等のライフラインが災害により機能を停止した場合、優先供給ができるようにその速やかな応急復旧を関係機関に要請するものとする。

(補償)

第8条 甲の要請に基づいて業務に従事した者が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの損害補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用し甲が支給する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成8年3月1日から平成9年2月28日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれから何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年3月1日

(甲)小 平 市

小平市長

前 田 雅 尚

(乙)第一屋製パン株式会社

代表取締役社長

細 貝 理 栄

協定書 4 災害時における東京都立小平西高等学校の利用に関する協定

災害時における東京都立小平西高等学校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、東京都立小平西高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の範囲）

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する東京都立小平西高等学校（以下「小平西高校」という。）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

（利用できる施設の周知）

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を小平西高校に派遣するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（利用の期間）

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成8年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月1日

(甲) 小平市長
前田 雅 尚

(乙) 東京都立小平西高等学校長
堀 静 男

協定書 5 災害時における東京都立小平南高等学校の利用に関する協定

災害時における東京都立小平南高等学校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、東京都立小平南高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる施設の範囲)

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する東京都立小平南高等学校（以下「小平南高校」という。）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

(利用できる施設の周知)

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を小平南高校に派遣するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(利用の期間)

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成8年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月1日

(甲) 小 平 市 長
前 田 雅 尚

(乙) 東京都立小平南高等学校長
山 本 龍 二

協定書 6 災害時における東京都立小平高等学校の利用に関する協定

災害時における東京都立小平高等学校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、東京都立小平高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の範囲）

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する東京都立小平高等学校（以下「小平高校」という。）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

（利用できる施設の周知）

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を小平高校に派遣するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（利用の期間）

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成8年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月1日

(甲) 小平市長

前 田 雅 尚

(乙) 東京都立小平高等学校長

落 合 實

協定書 7 災害時における学校法人創価学園の利用に関する協定

災害時における学校法人創価学園の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、学校法人創価学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる施設の範囲)

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する学校法人創価学園（以下「創価学園」という。）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

(利用できる施設の周知)

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を創価学園に派遣するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(利用の期間)

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成8年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月1日

(甲) 小 平 市 長
前 田 雅 尚

(乙) 学校法人創価学園理事長
山 崎 良 輔

協定書 8 震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定

震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定

小平市(以下「甲」という。)及び小平消防署(以下「乙」という。)並びに日立電子株式会社小金井製造本部(以下「丙」という。)は、震災時において甲及び乙の消火活動等に協力するため、丙の自衛消防隊が出場協力することに関し、次の条項により協定する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、震災時に小平市の区域内で多数の火災が発生した場合、甲及び乙(以下「甲等」という。)の要請に基づき、丙の自衛消防隊の出場協力について必要な事項を定めることにより、効率的かつ迅速な消火活動等を行い、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(協力業務の内容等)

第2条 甲等が丙に協力を要請する業務(以下「協力業務」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の消防隊が出場している火災現場での消火活動
- (2) 乙の消防隊が出場している火災現場での充水活動
- (3) その他(1)及び(2)に付随する活動

2 丙の自衛消防隊は、乙の指定する火災現場の最高指揮者(以下「指揮者」という。)の指示に従って協力業務を行うものとする。

(出場要請車両等)

第3条 丙が協力業務を遂行するため必要なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自衛消防隊の消防自動車及び可搬式動力ポンプ(以下「車両」という。)
- (2) 自衛消防隊の隊員(以下「隊員」という。)
- (3) その他乙及び丙が協議して協力業務を遂行するため必要と認めるもの

(出場手続)

第4条 乙及び甲は、市内の災害状況に応じて丙の自衛消防隊の出場を必要とする場所、必要な車両数、業務内容等について協議するものとする。

2 乙は、前項の協議の結果を踏まえて、必要な協力業務を丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の要請があった場合、自己の事業所等の被害の程度その他の事情等から出場協力できると判断したときは、協力業務に自衛消防隊に従事させるものとする。

(協力業務の費用)

第5条 丙は、前条第3項の規定により、自己の自衛消防隊を協力業務に従事させた場合、それに要した人件費、需用費等の費用については、特別な事情のない限り、丙が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、協力業務に起因する丙の隊員の負傷若しくは疾病又は死亡(以下「負傷等」という。)の場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に基づき、当該負傷等に対して丙及び当該隊員に補償するものとする。

(負傷等の報告)

第7条 丙は、前項に規定する隊員の負傷等があった場合は、速やかに指揮者を經由して甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告が合った場合は、その内容を確認し、速やかに前条に規定する補償の手続をとるものとする。

(損害の負担)

第8条 甲等は、協力業務に起因する第三者に対する損害については、甲等の責任で解決するものとする。ただし、丙の協力業務に違法又は不当な行為があった場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定は、前項の損害の場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定の運用について疑義のある場合及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙の三者で協議して、決定するものとする。

(適用期日)

第10条 この協定は、平成9年3月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名、押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成9年3月21日

甲 小平市長 前 田 雅 尚

乙 小平消防署長 中 林 慎 太 郎

東京都小平市御幸町三二番地

丙 日立電子株式会社製造本部

本部長 沼 武 良

協定書 9 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

小平市を「甲」とし、社団法人東京都小平市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、小平市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---|-----|
| (1) 歯科医師 | } | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | | |
| (3) その他の補助事務 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する小平市災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、その1通を保有する。

平成9年12月24日

甲 小平市

代表者 小平市長 前田 雅尚

乙 社団法人東京都小平市歯科医師会

代表者 会長 高村 力

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成9年12月24日付けをもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- (6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認め

たときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成9年12月24日

甲 小 平 市

代表者 小平市長 前田 雅尚

乙 社団法人東京都小平市歯科医師会

代表者 会 長 高村 力

様式 1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時歯科医療救護活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職種	延人員 数	単価	金額	備考
歯 科 医 療 救 護 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					
薬 品 ・ 衛 生 材 料 実 費 弁 償					詳細は別紙のとおり
施 設 ・ 設 備 実 費 弁 償					同上
計					

平成 年 月 日

印

小 平 市 長 殿

様式 1-1

歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿

所属医療機関・ 責任者名	氏名		職種	救護活動場所	救護活動期間	救 護 実 績			
						死亡	重症	軽症	計
					月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで				
					月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで				
					月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで				
計									

様式 1-2

歯科医療救護診療記録

所属医療機関・ 責任者名	番 号	氏 名	性 別	年 齢	住 所	傷 病 名	程 度	処 置 概 要	備 考
			男 女				重 中 軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入のこと。

様式 2

薬品・衛生材料使用報告書

所属医療機関・ 責 任 者 名	品 名	使 用 量		薬価基準の購入価格		備 考
		単 位	数 量	単 価	金 額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害
訓練時歯科医
療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

小 平 市 長 殿

様式 3-1

事 故 傷 病 者 概 要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属医療機関・団体名					
傷病名				程度	重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）		診察（入院）医療機関名					
受傷（発病）日時		年 月 日			午前 時 分 午後		
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

様式 4

物 件 損 傷 等 報 告 書

医 療 施 設 名 及 び 所 在 地	物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計							

- 注 1 医療施設ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

小平市（以下「甲」という。）と社団法人東京都小平市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、平成9年12月24日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（歯科医療救護従事者の実費弁償）

第1条 歯科医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、東京都と社団法人東京都歯科医師会が締結した「歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に定める額を適用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 歯科医療救護班又は合同訓練参加者が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第3条 歯科医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき算出した額とする。

（紛争の処理）

第4条 歯科医療救護班が転送した患者の診療について、この患者を診察した後方医療施設と患者の間に、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のため、適切な処置をとるものとする。

（未収金の処理）

第5条 後方医療施設において、災害時の歯科医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、別紙様式により、甲に通知するものとする。

2 甲は前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払を督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないように措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年12月24日

甲 小平市

代表者 平市長 前田 雅尚

乙 社団法人東京都小平市歯科医師会

代表者 会長 高村 力

協定書 10 災害時の救護活動等についての協定書

災害時の救護活動等についての協定書

小平市を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会北多摩支部小平市柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協定の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例19号）規定を準用して補償するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成10年3月27日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月までに、甲、乙それぞれからなんらかの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年3月27日

甲 小 平 市

代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

乙 社団法人東京都柔道接骨師会北多摩支部小平市柔道接骨師会

代 表 者 会 長 加 藤 一 雄

協定書 11 災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に関する協定

小平市(以下「甲」という。)と社団法人東京都トラック協会多摩支部(以下「乙」という。)は、災害時における緊急輸送業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小平市内において大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、小平市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及び運転者(以下「車両等」という。)の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次に掲げる事項について要請書(別記様式第1号)により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 業務の期間
- (2) 輸送する物資及び場所
- (3) その他必要な事項

(車両等の供給)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

(経費の負担)

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃料金
- (2) 甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の料金は、東京都と社団法人東京都トラック協会との間で契約している運

賃及び料金その他の条件を準用する。

(経費の請求及び支払)

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用(同伴者を含む)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による、死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙は、甲に対し毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書(別記様式第2号)により報告しなければならない。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

上記、協議締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年12月16日

甲	小平市		
	代表者	小平市長	前田 雅尚
乙	社団法人東京都トラック協会多摩支部		
	代表者	支部長	山本 英司

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

要 請 書

団体名

代表者名 殿

災害時における緊急輸送業務に関する協定第 2 条に基づき、下記のとおり要請します。

年 月 日

要請者 小平市長

記

事項	
理由	
業務の期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
輸送する物資及び場所	
備考	相手方受信者・連絡先等 市担当者
	第 1 報要請の日時・方法 〔 年 月 日 等 分 電話・無線・文章・その他 ()

別記様式第 2 号(第 10 条関係)

年 月 日

小 平 市 長 殿

団 体 名

代 表 者 名

供給可能数量報告書

年 月 日現在の供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

車両総数	大型車	台
	普通車	台
	小型車	台
	<u>その他</u>	台
	合計	台
供給可能数量	大型車	台
	普通車	台
	小型車	台
	<u>その他</u>	台
	合計	台
運転者	別紙名簿のとおり	

協定書 12 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定

小平市(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部(以下「乙」という。)は、災害時における軽自動車緊急輸送業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小平市内において大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、小平市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及び運転者(以下「車両等」という。)の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次に掲げる事項について要請書(別記様式第1号)により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 業務の期間
- (2) 輸送する物資及び場所
- (3) その他必要な事項

(車両等の供給)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

(経費の負担)

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃料金
 - (2) 甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- 2 前項第1号の料金は、貨物自動車運送事業法の規定に基づく「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用する。

(経費の請求及び支払)

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者(同伴者を含む)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この規定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による、死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙は、甲に対し毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書(別記様式第2号)により報告しなければならない。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

上記、協議締結の証として、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年2月16日

甲 小 平 市
代 表 者 小平市長 前田 雅尚

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部
代 表 者 支部長 小野 順仁

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

要 請 書

団 体 名

代表者名

殿

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定第 2 条に基づき、下記のとおり要請
します。

年 月 日

要請者 小平市長

記

事	項
理 由	
業務の期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
輸送する物資 及び場所	
備 考	相手方受信者・連絡先等
	市担当者
	第 1 報要請の日時・方法
	年 月 日 時 分
	電話・無線・文書・その他 ()

別記様式第 2 号(第 10 条関係)

年 月 日

小 平 市 長 殿

団体名
代表者名

供給可能数量報告書

年 月 日現在の供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

車両総数	軽自動車	台
	<u>そ の 他</u>	<u>台</u>
	合 計	台
供給可能数量	軽自動車	台
	<u>そ の 他</u>	<u>台</u>
	合 計	台
運転者	別紙名簿のとおり	

協定書 13 災害時の救護活動についての協定

災害時の救護活動についての協定

小平市を「甲」とし、小平市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が定める小平市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、小平市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導、及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄及び輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の前号に掲げる経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義がある場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年2月3日

甲 小 平 市

代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

乙 小平市薬剤師会

代 表 者 会 長 馬 場 孝 道

災害時の救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

小平市を「甲」とし、小平市薬剤師会を「乙」とし、平成12年2月3日に締結した「災害時の救護活動についての協定」及び「災害時の救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（救護活動従事者の費用弁償）

第1 救護活動の従事者及び防災訓練参加者に対する費用弁償の額は、東京都と社団法人東京都薬剤師会が締結した「災害時の救護活動に係る費用弁償等に関する覚書」に定める額を準用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2 薬剤師班又は防災訓練参加者が携行した医薬品及び衛生材料等を使用した場合において、甲が負担する費用弁償の額は、実費とする。

2 医薬品管理センター等において、救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る修繕等の経費で甲が負担する額は、実費とする。

（扶助費）

第3 災害時救護活動の従事者又は防災訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、当該従事者等が通常得ている額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき算出した額とする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成12年 2 月 3 日

甲 小 平 市
 代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

乙 小平市薬剤師会
 代 表 者 会 長 馬 場 孝 道

災害時の救護活動実施細目

小平市を「甲」とし、小平市薬剤師会を「乙」とし、平成１２年２月３日に締結した「災害時の救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１２条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の構成）

第１条 協定書第２条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬 剤 師 若干名
- (2) その他の補助 若干名

（医薬品等の供給要請）

第２条 甲は災害の状況により必要と認めた時は、乙に対して、乙の管理する医薬品管理センターからの医薬品等の供給を要請することができる。

（費用弁償等）

第３条 前条による供給及び薬剤師班が携行して使用した医薬品等の実費については、甲が負担する。

- ２ 前条による救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修繕に要する費用については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条 協定書第１１条及び前条の定めによる費用弁償等の請求は、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、次の各号に掲げる事項に応じて当該各号に掲げる書類を乙が一括して提出して行うものとする。

- (1) 薬剤師班派遣に係る費用弁償 費用弁償等請求書（様式１）及び薬剤師班活動報告及び班員名簿（様式１－１）
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償 費用弁償等請求書（様式１）及び医薬品・衛生材料等使用報告書（様式１－２）
- (3) 薬剤師班の薬剤師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合事故報告書（様式２）及び事故傷病者概要（様式２－１）
- (4) 甲の要請により供給された医薬品等に係る実費弁償 費用弁償等請求書（様式１）及び医薬品等供給報告書（様式１－３）
- (5) 医薬品管理センター等乙の管理する施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る費用弁償 費用弁償等請求書（様式１）及び物件損傷等報告書（様式１－４）

(6) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則 136 号）で定める様式を準用するものとする。

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定は、甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等について準用する。

（費用弁償等の支払）

第 5 条 甲は前条により請求及び報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、災害時の救護活動に係る費用弁償等に係る関する覚書による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 12 年 2 月 3 日

甲 小 平 市
代 表 者 小平市長

前 田 雅 尚

乙 小平市薬剤師会
代 表 者 会 長

馬 場 孝 道

様式1

費用弁償等請求書

年 月 日

小平市長 殿

印

年 月 日から同 年 月 日までにおける災害・訓練時救護活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 円也					
	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 費 用 弁 償 小 計					延 班 詳細は 別紙のとおり
医 薬 品 衛 生 材 料 等 実 費 弁 償					同 上
施設・設備等 実 費 弁 償					同 上
計					

様式 1 - 1

薬剤師班活動報告及び班員名簿

薬剤師会 支部名	所属支部等 責任者名	氏名	職種	救護活動期間	救護活動場所	救護活動内容
				午前 午後	月 日 時 分 から	
				午前 午後	月 日 時 分 まで	
				午前 午後	月 日 時 分 から	
				午前 午後	月 日 時 分 まで	
				午前 午後	月 日 時 分 から	
				午前 午後	月 日 時 分 まで	
計						

協定書—59

協定書—59

様式1－3

医薬品等供給報告書

医薬品管理 センター名	薬剤師会支部名 責 任 者 名	供給品目	供給量		薬価基準の購入価額		備考
			単位	数量	単価	金額	

物件損傷等報告書

施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

- 注 1 施設ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

様式2

事 故 報 告 書

年 月 日

小 平 市 長 殿

印

年 月 日から 年 月 日までにおける

災害・訓練時救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属医療機関・団体名					
傷病名				程度	重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（月日）		診察（入院）医療機関名					
受傷（発病）日時	午前 年 月 日 時 分 午後						
受傷（発病）場所							
受傷・発病時の状況							

協定書 14 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、立川市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる

(被災者への救援等)

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成12年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年3月1日

立川市錦町三丁目2番26号
甲 立川市
代表者 立川市長 青木 久

小平市小川町二丁目1333番地
乙 小平市
代表者 小平市長 前田 雅尚

協定書 15 災害時における職業能力開発総合大学校東京校の利用に関する協定

災害時における職業能力開発総合大学校東京校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、職業能力開発総合大学校東京校校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる施設の範囲)

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する職業能力開発総合大学校東京校（以下「総合大学校」という）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

(利用できる施設の周知)

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を総合大学校に派遣するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(利用の期間)

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成13年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月21日

(甲) 小 平 市 長
前 田 雅 尚

(乙) 職業能力開発総合大学校東京校校長
福 谷 格

協定書 16 災害時における東京障害者職業能力開発校の利用に関する協定

災害時における東京障害者職業能力開発校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、東京障害者職業能力開発校校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおりいっとき避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいっとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる施設の範囲)

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する東京障害者職業能力開発校（以下「能力開発校」という）敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

(利用できる施設の周知)

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は災害発生時においては、速やかに、警察、消防等防災関係機関の協力を得て、その職員を能力開発校に派遣するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、いっとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(利用の期間)

第6条 甲が、いっとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の避難収容施設への誘導終了までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は平成13年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月21日

(甲) 小平市長

前田雅尚

(乙) 東京障害者職業能力開発校校長

藤村 綽一

協定書 17 災害時における東京都立小平養護学校の利用に関する協定

災害時における東京都立小平養護学校の利用に関する協定

小平市長を「甲」とし、東京都立小平養護学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり二次避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を障害者等を対象とした避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（利用できる施設の範囲）

第3条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の管理する東京都立小平養護学校施設のうち、別添図面に示す範囲とする。

（利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第6条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第7条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(職員の派遣)

第8条 甲は前条により避難班を配置した場合、予め班員の名簿を乙に連絡するものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第10条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(実施期日)

第14条 この協定は平成13年12月21日から適用する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年12月21日

(甲) 小平市長
前田雅尚

(乙) 東京都立小平養護学校長
池田敬史

協定書 18 姉妹都市災害時相互応援に関する協定書

姉妹都市災害時相互応援に関する協定書

小平市と小平町(以下「市町」という。)は、姉妹都市として相互に教育、文化、産業など広く交流をはかり、友好と理解を深めてきたが、さらに災害面での連携・応援体制の確立を図ることを目的として、次のとおり災害応援協定を締結する。

(趣旨)

第1条 市町の地域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害が発生し、一方に大規模災害が発生した場合、災害対策基本法第67条の規定に基づき相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、生徒等の一時受け入れ
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等

- (3) 前条第 5 号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第 6 号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第 7 号に掲げる職員の職種類別人員
- (6) 前条第 8 号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前条各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第 5 条 応援を要請された市町は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第 7 条 第 3 条第 7 号により派遣された職員に係る災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の定めるところによる。

(情報の交換)

第 8 条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要な情報を常時交換するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第 10 条 この協定は、平成 14 年 8 月 24 日から施行する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、市町それぞれ記名押印のうえ、双方各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 24 日

東京都小平市小川町 2 丁目 1,333 番地

小平市長 前 田 雅 尚

北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地

小平町長 横 浜 磨

協定書 19 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

(被災者への救援等)

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(避難場所の記載承認)

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間

満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
代表者 国分寺市長 星野 信夫

乙 小平市小川町二丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長 前田 雅尚

協定書 20 災害時における飲料調達に関する協定書

災害時における飲料調達に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平酒販組合（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の調達及び市民に対する非常用飲料の備蓄啓発を共通の責務と考え、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料の調達について甲が乙の協力を求める場合の手続き、並びに平時における乙の市民に対する非常用飲料の備蓄啓発の推進について必要な事項を定めるものとする。

（飲料の定義）

第2条 この協定において、飲料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ナチュラルウォーター 特定水源より採水された地下水を原水とし、これにろ過、沈殿及び加熱殺菌が施された水。
- (2) ナチュラルミネラルウォーター 特定水源より採水された地下水のうち、地下で滞留または移動中に無機塩類が溶解したものを原水とし、これにろ過、沈殿及び加熱殺菌が施された水。
- (3) ミネラルウォーター ナチュラルミネラルウォーターと原水を同じくし、ろ過、沈殿及び加熱殺菌以外に、複数の原水の混合、ミネラル分の調整、オゾン殺菌、紫外線殺菌、ばっ気等の処理が施された水。
- (4) ボトルドウォーター ピュアウォーター等、地下水以外の地表水や蒸留水、水道水等を原水とした飲用に適した水。
- (5) その他 上記各号のほか市長が必要であると認めたもの。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次の事項について協力するものとする。

- (1) 災害時における甲に対する飲料の優先的調達
- (2) 平時における市民に対する非常用飲料の備蓄啓発の推進

（協力店の表示）

第4条 甲は、この協定に基づく乙の組合員店舗に対し、「災害時飲料協力店」と記載した表示物を配布する。

(報 告)

第5条 乙は、災害時の協力態勢及び毎年3月1日現在における飲料の調達可能備蓄量を、当該年の3月末日までに小平市長に報告するものとする。

(要請手続)

第6条 甲は、乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

(価格及び請求)

第7条 甲の要請により乙が調達する飲料の価格は、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、調達した飲料の代金を、納品書を添付して甲に請求するものとする。ただし、甲の要請によらず乙が直接市民に調達した飲料の代金については、甲は負担しない。

(支 払)

第8条 甲は、乙から前条の規定により代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(補 償)

第9条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の組合員が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの損害補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用し、甲がこれを支給する。

(非常用飲料の備蓄啓発)

第10条 乙は、平時において組合員店頭における掲示及び乙が参加する行事における宣伝等により、市民に対する非常用飲料の備蓄啓発を行う。

2 備蓄啓発の内容は、次の事項とする。

- (1) 非常用飲料備蓄量の目安
- (2) 備蓄方法
- (3) 定期的な入替えの実施
- (4) 前各号のほか、小平市が特に啓発が必要であると判断した事項

3 乙は、市民に対し非常用飲料として特定の飲料を紹介するときは、その安全性及び保存性等について十分留意しなければならない。

(協 議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第 1 2 条 この協定の有効期限は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲又は乙よりこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以降同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 7 年 3 月 2 5 日

(甲) 小平市小川町 2 丁目 1 3 3 3 番

小 平 市

代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

(乙) 小平市花小金井 1 丁目 6 番 1 3 号

小平酒販組合

代 表 者 組 合 長 遠 藤 哲 男

協定書 21 多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定

多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、多摩地区都営水道市町（以下「市町」という。）の地域に大規模な災害が発生し、市町独自で応急措置ができない場合、要請に基づき被災市町の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急復旧及び応急給水に必要な職員の派遣
- (2) 応急復旧及び応急給水に必要な資機材の提供
- (3) 応急復旧及び応急給水に必要な車両等の提供
- (4) その他特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 応援を求めようとする市町は、被害状況等を明らかにして、必要とする人員及び資機材等必要な措置を電話等により東京都水道局多摩水道改革推進本部（以下「本部」という。）に要請し、後日、文書を提出するものとする。

2 本部は、市町間の調整を行うものとする。

3 本部から応援要請を受けた市町は、これに応じ救援に努めるものとする。

(応援内容の把握)

第4条 応援を求めた市町は、応援内容を把握記録し、後日、本部に報告するものとする。

(災害補償等)

第5条 第2条第1号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を求められた市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(応急対策活動の調査研究)

第6条 本部及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、震災時の諸活動の調査研究及び統一化を推進するものとする。

(本協定の適用等)

第7条 本協定は、特別の場合を除き、他の水道事業を経営する自治体と締結する応援協定等に優先して適用するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度関係する被災市町及び応援市町並びに本部と協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成14年4月1日から施行する。

附則

三鷹市及び調布市を除く各市町と東京都の相互で締結した平成9年1月17日付「多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を26通作成し、東京都及び各市町記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成14年4月1日

東京都水道局長	飯嶋	宣雄
---------	----	----

八王子市長	黒須	隆一
-------	----	----

立川市長	青木	久
------	----	---

三鷹市長	安田	養次郎
------	----	-----

青梅市長	竹内	俊夫
------	----	----

府中市長	野口	忠直
------	----	----

調布市	吉尾	勝征
町田市長	寺田	和雄
小金井市長	稲葉	孝彦
小平市長	前田	雅尚
日野市長	馬場	弘融
東村山市長	細渕	一男
国分寺市長	星野	信夫
国立市長	上原	公子
福生市長	野澤	久人
狛江市長	矢野	裕
東大和市長	尾又	正則
清瀬市長	星野	繁
東久留米市長	野崎	重弥
武蔵村山市長	志々田	浩太郎
多摩市長職務代理者		
多摩市助役	土方	篤
稲城市長	石川	良一
あきる野市長	田中	雅夫

西 東 京 市 長

保 谷 高 範

瑞 穂 町 長

石 塚 幸 右 衛 門

日 の 出 町 長

青 木 國 太 郎

16 水多調管第 1066 号

平成 17 年 3 月 31 日

小平市長

前田 雅尚 殿

東京都水道局長

高橋 功

多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定の変更について

このことについて、以下のとおり協定を変更する。

記

1 協定名

多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定

2 変更期日

平成 17 年 4 月 1 日

3 変更内容

瑞穂町を協定締結市町から除く

4 変更理由

平成 17 年 3 月 31 日をもって瑞穂町水道事業の事業委託が解消するため

5 その他

平成 17 年 4 月 1 日以降は、東京都及び都営水道 24 市町で協定を継続する

多摩水道改革推進本部

調整部 管理課 庶務係

担当 鈴木

協定書 22 災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定書

災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン東久留米営業所（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する車両、機械、トイレ、その他のレンタル機材（以下総称して「機材」という。）の調達を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材を甲に優先的に調達かつ運搬するよう努めるものとする。ただし、乙が被災した場合は、この限りではない。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、機材の調達及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（引渡し）

第5条 機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣して引渡しを受けるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議

のうえ決定するものとする。

(施行期日)

第7条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

平成18年3月31日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代 表 者 小平市長 小 林 正 則

東京都東久留米市下里2丁目7番32号

乙 株式会社 レンタルのニッケン 東久留米営業所
営業所長 渡 辺 辰 也

協定書 23 防災行政無線（同報系無線）設置のための屋上の使用に関する協定書

防災行政無線（同報系無線）設置のための屋上の使用に関する協定書

株式会社日立国際電気（以下「甲」という）と小平市（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（使用許可）

第1条 甲は、乙に対し、下記建物（以下「本件建物」という）の屋上部分を、防災行政無線設置の目的で無償で使用することを認める。また、本件建物について乙が使用する部分は、添付図面に示す通りとする。

記

所 在	東京都小平市御幸町32番地
家屋番号	32番地1の2
種 類	工場
構 造	鉄骨造陸屋根5階建
賃借部分	約10㎡（添付図面の通り）

（期間）

第2条 本協定の期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の6ヶ月前までに、甲又は乙より本協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降同様とする。

（使用方法）

第3条 乙は、本件建物の屋上を防災行政無線設置のために使用し、その他の用途に用いてはならない。

（使用の条件）

第4条 乙は、設置する防災行政無線の仕様及び図面を甲に提出し、甲の書面による事前の同意を得なければ、設置することはできない。

2 乙が設置した防災行政無線に変更を加える場合も、前項と同様とする。

(設置物の管理)

第5条 防災行政無線の設置、維持、補修、撤去等に関する費用（防災行政無線に必要な電気使用料は除く）は、すべて乙の負担とする。

2 防災行政無線の設置、維持、補修、撤去等はすべて乙の責任において実施するものとし、甲は、同実施について一切の責を負わないものとする。

3 防災行政無線の設置、維持、補修、撤去等に際して、乙が本件建物を損壊する等甲又は第三者に対して損害を加えた場合には、すべて乙がその賠償責任を負担し、甲は一切の責を負わないものとする。

(立入検査)

第6条 乙は、防災行政無線の設置、維持、補修、撤去等のために立ち入る必要がある場合、甲に事前に通知した上で、甲の立会を得て本件建物に立入り、これを点検することができる。但し、緊急を要する場合で、乙があらかじめこの旨を通知することができないときは、事後速やかに甲に報告するものとする。

(設置物の撤去)

第7条 防災行政無線の設置が、法令、条例に反する場合、乙は直ちに防災行政無線を撤去し、又は甲の書面による承認を得て適切な変更を加えなければならない。

(禁止事項)

第8条 乙は、本件建物の屋上利用権を第三者に対して譲渡又は担保に提供し、若しくは本件建物の屋上部分を乙以外の第三者に利用させてはならない。

(協定の終了)

第9条 本協定が終了した場合は、乙はすみやかに防災行政無線その他乙の所有又は保管する物件及び乙が設置した造作すべてを取外して撤去し原状に回復したうえで、本件建物の屋上部分を明渡す。

2 乙は、明渡しに際し、立退料、防災行政無線撤去費用、造作の買取り、必要費又は有益費の償還その他いかなる名目においても、甲に対して金員の支払を請求しない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

(甲) 東京都小平市御幸町32番地

株式会社日立国際電気

人事総務本部長 藤田五十雄

(乙) 東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

代表者 小平市長 小林正則

協定書 24 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合小平支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員及び小平市災害ボランティアセンターに登録された者（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

(業務の要請)

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書(第1号様式)により要請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

(業務の提供及び報告)

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品(以下「消耗品」という。)にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年6月13日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代 表 者 小平市長 小 林 正 則

小平市喜平町一丁目9-19

乙 東京都理容生活衛生同業組合小平支部

代 表 者 支部長 田 中 健 司

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合小平支部長 殿

小平市災害対策本部長

小平市長

㊟

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業 務 内 容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備 考	

連絡先：小平市・小平市災害対策本部 部
課・班

担当者

電話 ()

FAX ()

第 2 号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

小平市災害対策本部長
小平市長 殿

東京都理容生活衛生同業組合小平支部
支部長 印

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希 望 実 施 日 時	年 月 日 ()	
実 施 場 所		
業務提供を受けた人数 及 び 業 務 別 内 訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
	3 顔剃り	人
	住所	氏名
業 務 提 供 者		
備 考		

担当者： 電話 ()

協定書 25 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）、警視庁小平警察署（以下「乙」という。）、東京消防庁小平消防署（以下「丙」という。）及び小平市建設業協会（以下「丁」という。）は、小平市域内において地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙による迅速かつ円滑な応急対策業務の実現を図るために必要な丁の協力と甲、乙、丙及び丁の連携に関して必要な事項を定め、もって災害による小平市民の生命、身体及び財産に係る被害を最小限に止めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において人命救助、道路障害物の除去その他の必要な応急対策業務（以下単に「応急対策業務」という。）を実施するために丁に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により丁に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 業務を開始する日時
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 災害の状況及び業務内容
- (4) 業務に必要とする人員及び資機材等

2 乙及び丙は、災害時において応急対策業務を実施するために丁の協力を求める必要があると認めたときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした文書により甲に対し、丁に協力要請を行うよう求めることができる。この場合において、乙又は丙からの要請があったときは、甲は、前項の規定により丁に協力を要請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙及び丙は、人命救助、主要幹線道路における障害物の除去その他の緊急性のある応急対策業務を実施するときは、甲に対する要請を経ずに電話等により丁に直接要請することができる。この場合は、事後甲に対して前項規定の文書を提出するものとする。

(要請の応諾及び出動)

第3条 丁は、前条に規定する要請を受けたときは、特段の理由がない限り、直ちに要請のあった人員及び資機材等を調達し、指定された場所へ出動するものとする。

(現場責任者の指示)

第4条 丁は、前条の規定により出動したときは、要請者が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、丁は、要請者から現場責任者の指定がない場合又は現場責任者の不在等の事由により現場責任者の指示を受けることができない場合で、緊急に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、現場責任者の指示を受けずに要請に基づく応急対策業務を実施することができる。

(業務報告)

第5条 丁は、甲、乙又は丙からの要請に基づく応急対策業務を実施する場合は、随時その業務内容等の経過について甲に報告するものとする。

- 2 丁は、応急対策業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難な場合は、電話等により報告し、事後文書を提出する。
- (1) 業務に従事した期間
 - (2) 業務に従事した場所
 - (3) 従事した業務内容及び効果
 - (4) 業務に従事した人員及び使用した資機材等
 - (5) 事故のあった場合はその内容
 - (6) その他必要と認める事項

(連絡責任者)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、迅速かつ確実な情報伝達を図るため、それぞれ事前に連絡責任者を定めておくものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する要請に基づき丁が実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、国及び東京都が定める積算基準並びに実勢価格等を参考として、甲丁協議のうえ決定する。

(経費の請求及び支払)

第8条 丁は、前条第2項の規定により確定した経費を請求するときは、明細書のほか、甲が必要と認める書類等を添えて甲に請求しなければならない。

2 甲は、前項の丁の請求に基づき支払うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条に規定する要請に基づき応急対策業務に従事した丁の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急対策業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合の補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の定めるところによる。ただし、他の制度に基づく補償の適用を妨げない。

(会員名簿等の提出)

第10条 丁は、円滑な応急対策業務の実施を図るため、甲、乙及び丙に対し、毎年度4月1日現在における会員名簿及び保有する資機材の数量等を書面により報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(改定)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成7年7月21日付で甲と丁との間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は廃止する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙丙丁協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年12月25日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市小川町2丁目1265番地の1

乙 警視庁小平警察署

代表者 署 長 齋 藤 茂 太 郎

小平市仲町21番地

丙 東京消防庁小平消防署

代表者 署 長 飴 村 薫

小平市小川町2丁目2001番地

丁 小平市建設業協会

代表者 会 長 村 田 清

市 → 機関

(第2条第1項・2項関)

年 月 日

- ☐小平市建設業協会
☐小平市上下水道工事店
☐

御中・殿

小平市災害対策本部

災害時における協力要請書

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

業務開始日時	年 月 日 時 分から		
被害現場	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()		
被害状況			
業務内容			
必要な人員・ 資機材等	人員	計 名 () 要員 名、() 要員 名 () 要員 名、() 要員 名	
	資機材		
	その他		
指示事項			
現場責任者	(☐ 市 ☐ 警 ☐ 消)		

(連絡先) 災対 部 班

担当者 ()

電話 042 ()

FAX 042 ()

警察・消防 → 市

(第2条第2項・3項関)

年 月 日

小平市災害対策本部 御中

- ☐ 警視庁小平警察署
☐ 東京消防庁小平消防署

防災関係機関に対する協力要請について（依頼）

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり協力要請されるよう依頼します。

要請する相手	☐ 建設業協会 ☐ 上下水道工事店会 ☐ その他 ()		
被害現場	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()		
被害状況			
必要とする業務の内容			
必要な人員・資機材等	人員	計 名 () 要員 名、() 要員 名 () 要員 名、() 要員 名	
	資機材		
	その他		
指示事項			
現場責任者	(□市 □警 □消)		

(連絡先) ☐警察署 ☐消防署

担当者 (課)

電話 042 ()

FAX 042 ()

機関 → 市

(第5条第2項関係)

年 月 日

小平市災害対策本部 御中

☐小平市建設業協会

☐小平市上下水道工事店会

業 務 報 告 書

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり報告します。

従事した期間	年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで
対応した場所	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()
業務内容・効果 (何をして、どうなったか)	
人員・資機材等	別添「明細書」のとおり。
現場責任者及び 指示事項	(現場責任者) (指示事項)
事故報告	
特記すべき事項	

(連絡先) ☐小平市建設業協会 ☐小平市上下水道工事店会 ☐その他
()

担当者 (法人名)

(氏名)

電話 042 ()

FAX 042 ()

協定書 26 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）、警視庁小平警察署（以下「乙」という。）、東京消防庁小平消防署（以下「丙」という。）及び小平市上下水道工事店会（以下「丁」という。）は、小平市域内において地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙による迅速かつ円滑な応急対策業務の実現を図るために必要な丁の協力と甲、乙、丙及び丁の連携に関して必要な事項を定め、もって災害による小平市民の生命、身体及び財産に係る被害を最小限に止めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において人命救助、水道施設及び下水道施設における損壊個所の応急措置その他の必要な応急対策業務（以下単に「応急対策業務」という。）を実施するために丁に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により丁に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 業務を開始する日時
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 災害の状況及び業務内容
- (4) 業務に必要とする人員及び資機材等

- 2 乙及び丙は、災害時において応急対策業務を実施するために丁の協力を求める必要があると認めたときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした文書により甲に対し、丁に協力要請を行うよう求めることができる。この場合において、乙又は丙からの要請があったときは、甲は、前項の規定により丁に協力を要請するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙及び丙は、人命救助、主要幹線道路における障害物の除去その他の緊急性のある応急対策業務を実施するときは、甲に対する要請を経ずに電話等により丁に直接要請することができる。この場合は、事後甲に対して前項規定の文書を提出するものとする。

(要請の応諾及び出動)

第3条 丁は、前条に規定する要請を受けたときは、特段の理由がない限り、直ちに要請のあった人員及び資機材等を調達し、指定された場所へ出動するものとする。

(現場責任者の指示)

第4条 丁は、前条の規定により出動したときは、要請者が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、丁は、要請者から現場責任者の指定がない場合又は現場責任者の不在等の事由により現場責任者の指示を受けることができない場合で、緊急に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、現場責任者の指示を受けずに要請に基づく応急対策業務を実施することができる。

(業務報告)

第5条 丁は、甲、乙又は丙からの要請に基づく応急対策業務を実施する場合は、随時その業務内容等の経過について甲に報告するものとする。

- 2 丁は、応急対策業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難な場合は、電話等により報告し、事後文書を提出する。
- (1) 業務に従事した期間
 - (2) 業務に従事した場所
 - (3) 従事した業務内容及び効果
 - (4) 業務に従事した人員及び使用した資機材等
 - (5) 事故のあった場合はその内容
 - (6) その他必要と認める事項

(連絡責任者)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、迅速かつ確実な情報伝達を図るため、それぞれ事前に連絡責任者を定めておくものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する要請に基づき丁が実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、国及び東京都が定める積算基準並びに実勢価格等を参考として、甲丁協議のうえ決定する。

(経費の請求及び支払)

第8条 丁は、前条第2項の規定により確定した経費を請求するときは、明細書のほか、甲が必要と認める書類等を添えて甲に請求しなければならない。

2 甲は、前項の丁の請求に基づき支払うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条に規定する要請に基づき応急対策業務に従事した丁の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急対策業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合の補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の定めるところによる。ただし、他の制度に基づく補償の適用を妨げない。

(会員名簿等の提出)

第10条 丁は、円滑な応急対策業務の実施を図るため、甲、乙及び丙に対し、毎年度4月1日現在における会員名簿及び保有する資機材の数量等を書面により報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(改定)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成18年5月22日付で甲と丁との間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は廃止する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙丙丁協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年12月25日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市小川町2丁目1265番地の1

乙 警視庁小平警察署

代表者 署 長 齋 藤 茂 太 郎

小平市仲町21番地

丙 東京消防庁小平消防署

代表者 署 長 飴 村 薫

小平市小川東町5丁目19番20号

丁 小平市上下水道工事店会

代表者 会 長 堀 敏 明

市 → 機関
(第2条第1項・2項関

年
月
日

☐小平市建設業協会
☐小平市上下水道工事店
☐

御中・殿

小平市災害対策本部

災害時における協力要請書

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

業務開始日時	年 月 日 時 分から		
被害現場	町 丁目 番・番地 号 場所の名称（ ） 付近の目標（ ）		
被害状況			
業務内容			
必要な人員・ 資機材等	人員	計 名 （ ）要員 名、（ ）要員 名 （ ）要員 名、（ ）要員 名	
	資機材		
	その他		
指示事項			
現場責任者	（ ☐ 市 ☐ 警 ☐ 消）		

（連絡先）災対
部
班

担当者（
）

電話
042（
）

FAX
042（
）

警察・消防 → 市

(第2条第2項・3項関)

年 月 日

小平市災害対策本部 御中

☐ 警視庁小平警察署

☐ 東京消防庁小平消防署

防災関係機関に対する協力要請について（依頼）

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり協力要請されるよう依頼します。

要請する相手	☐ 建設業協会 ☐ 上下水道工事店会 ☐ その他 ()	
被害現場	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()	
被害状況		
必要とする 業務の内容		
必要な人員・ 資機材等	人員	計 名 () 要員 名、() 要員 名 () 要員 名、() 要員 名
	資機材	
	その他	
指示事項		
現場責任者	(☐ 市 ☐ 警 ☐ 消)	

(連絡先) ☐警察署 ☐消防署

担当者 (課)

電話 042 ()

FAX 042 ()

機関 → 市

(第5条第2項関係)

年 月 日

小平市災害対策本部 御中

☐小平市建設業協会
☐小平市上下水道工事店会

業 務 報 告 書

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、次のとおり報告します。

従事した期間	年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで
対応した場所	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()
業務内容・効果 (何をして、どう なったか)	
人員・資機材等	別添「明細書」のとおり。
現場責任者及び 指示事項	(現場責任者) (指示事項)
事故報告	
特記すべき事項	

(連絡先) ☐小平市建設業協会 ☐小平市上下水道工事店会 ☐その他
()

担当者 (法人名)

(氏名)

電話 042 ()

FAX 042 ()

協定書 27 災害時における応急対策活動に関する協定書

災害時における応急対策活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、小平市域内において地震災害、風水害その他の災害であって大規模なもの（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらの場合を「大規模災害時」という。）におけるごみ、し尿及びがれきの処理活動、及びその他応急対策活動の協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲の迅速かつ円滑な応急対策活動の実現を図るために必要な乙の協力と甲乙間の連携に関して必要な事項を定め、もって大規模災害による小平市域内における良好な衛生環境の確保と小平市民の身体、生命及び財産に係る被害を最小限に止めることを目的とする。

（協力要請）

- 第2条 甲は、大規模災害時に生じたごみ、し尿及びがれき等の処理業務をはじめとする応急対策活動を実施する場合において、甲のみでは十分な対応ができないと判断するときは、乙に対して応急対策活動要員の派遣及び資機材等の提供について協力の要請をすることができる。
- 2 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに当該要請に対応するための人員及び資機材等を調達し、甲の指定する現場へ派遣、搬送するものとする。
- 3 第1項に定める甲が行う協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害現場へ出動したとき（ただし、ごみ、し尿及びがれき等の巡回収集を実施する場合を除く。）は、甲が指定する甲の現場責任者の指示に従い、業務に従事するものとする。ただし、現場責任者の不在等の理由により、現場責任者の指示を受けることができない場合で、緊急に応急対策活動を実施する必要があると判断できるときは、乙は現場責任者の指示によらず、甲からの要請事項に基づく応急対策活動を実施することができるものとする。

(業務の完了報告)

第4条 乙は、甲からの協力の要請に基づく応急対策活動が完了したときは、速やかに活動内容等について甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの損害補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用し、甲がこれを支給する。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙丙丁協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年4月27日

小平市小川町2丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市学園西町1丁目37番31号
乙 小平市清掃事業協同組合
代表理事 小 川 泉

協定書 28 災害時における災害情報の放送等に関する協定書

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム関東西東京局（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。

- (1) 地震に関する事項
- (2) 風水害に関する事項
- (3) 大規模火災に関する事項

（連絡調整）

第4条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては小平市市民生活部防災安全課長、乙においては株式会社ジェイコム関東西東京局管理部長とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間

延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月28日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
代 表 者 小平市長 小 林 正 則

乙 東京都東久留米市前沢三丁目10番地18号
株式会社ジェイコム関東西東京局
代 表 者 局 長 石 原 哲 也

協定書 29 災害時における東京都むさしが丘学園の施設の一部利用に関する協定

災害時における東京都むさしが丘学園の施設の一部利用に関する協定

小平市長を「甲」、東京都むさしが丘学園長を「乙」とし、甲及び乙の間において、次のとおり二次避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を障がい者等を対象とした二次避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、原則として介護を要する障がい者及びその障がい者の介護者（家族等を含む。）とする。

(利用できる施設)

第3条 甲が利用できる施設は、乙の管理する東京都むさしが丘学園の体育館に限る。

(二次避難所の指定場所の周知)

第4条 甲は、乙の管理する体育館について、二次避難所として指定したことについて、福祉関係団体等に周知するなど必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、災害時において二次避難所を開設する必要がある場合、第3条に基づく施設を二次避難所として開設することができるものとする。

2 乙は、甲が第3条に基づく施設を二次避難所として開設する場合、甲に協力するものとする。

(開設の通知)

第6条 甲は、第5条に基づき二次避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する体育館を二次避難所として開設することができるものとする。なお、この場合は、甲は、乙に対し、できる限り速やかに開設した旨を通知するものとする。

(二次避難所の管理運営)

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(職員の派遣)

第8条 避難班については、小平市立第二小学校に設置される避難所に派遣される避難班が、当該二次避難所の避難班を兼務し運営に当たらせるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。

ただし、状況により二次避難所の開設期間を延長する必要がある場合、甲と乙が協議して決定するものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第11条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるように配慮するとともに、当該二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第12条 甲は、二次避難所として開設した体育館について、二次避難所としての運営を閉鎖する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、二次避難所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、本協定を締結した日から翌年の3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定は、協定の締結日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各々が1通を保持するものとする。

平成20年3月17日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
小 平 市 長 小 林 正 則

乙 小平市鈴木町一丁目62番1号
東京都むさしが丘学園
園 長 矢 野 博 史

協定書 30 非常通信の運用に関する協定書

非常通信の運用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）及び東京消防庁小平消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参

し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

(費用負担)

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

(訓練)

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年6月1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市仲町21番地
乙 東京消防庁小平消防署
代表者 小平消防署長 濱 岡 寛 行

協定書 31 災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書

災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市内において、地震、風水害、その他災害が発生したことにより、多数の死者が集中的に発生した場合に、次の事項について甲が乙に要請することにより、乙が甲に対する協力事項を定めるものとする。

- (1) 遺体の収容及びこれらに必要な機材等の提供
- (2) 遺体を安置する施設の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供

（協力要請）

第2条 甲の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急かつ、やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（業務）

第3条 前項の要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて業務を行った場合は、実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に対する費用は甲が負担するものとする。ただし、市民等の要請による行為を行った場合に要した経費は、乙の負担とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、内容審査の上、適正と認める場合に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第7条 甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生時における標準的な価格を参考にして、甲乙が協議して決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成21年3月1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都立川市錦町四丁目8番3号

乙 東京多摩葬祭業協同組合

代表者 理事長 金 子 重 明

協定書 32 アマチュア無線による災害時応援協定書

アマチュア無線による災害時応援協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平市アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、災害時における情報収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害発生時等において、公衆通信網その他の手段による通信連絡を利用することが著しく困難又は不可能な時は、乙に協力を要請することができる。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、クラブ組織を活用して情報収集を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、必要と思われる災害情報については、甲に情報提供をすることができる。

3 乙は、情報の収集のため、必要に応じて、クラブ員又は乙が認めた協力者を災害対策本部等に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、機会をとらえて訓練を行うものとする。

（訓練への参加）

第6条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めない事項又は疑義を生じた事項は
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、
期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書
は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、
各1通を保管するものとする。

平成21年8月17日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市学園西町一丁目24番23号

乙 小平市アマチュア無線クラブ

代表者 会 長 村 田 秀 幸

協定書 33 災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定書

災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と学校法人白梅学園 白梅学園大学及び白梅学園短期大学（以下「乙」という。）は、災害時における避難所支援ボランティア活動（以下「避難所ボランティア」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における避難所ボランティアの協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、小平市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所ボランティアが必要であるときに、乙に対し派遣要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別に定める避難所ボランティア派遣要請書（以下「派遣要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（費用負担）

第3条 災害時の避難所ボランティア活動に伴う運営費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第4条 避難所ボランティア活動によって被った損害の補償は、小平市市民総合災害補償規則によるものとする。

（訓練への参加）

第5条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

第6条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書

は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成21年11月2日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市小川町1-830
乙 学校法人白梅学園
白梅学園大学・白梅学園短期大学
代表者 学長 汐 見 稔 幸

平 市 防 発 第 号
平成 年 月 日

学校法人白梅学園
白梅学園大学・白梅学園短期大学
学 長 殿

小平市災害対策本部
本部長

避難所支援ボランティア活動協力要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

- 1 要請の趣旨等
- 2 人数
- 3 日時
- 4 場所
- 5 その他

協定書 34 災害時におけるプロパンガス等の燃料供給活動に関する協定書

災害時におけるプロパンガス等の燃料供給活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京都プロパンガス協会小平支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるプロパンガス及び調理器具等（以下「プロパン等」という。）の供給活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時におけるプロパン等の供給活動について、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小平市の市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、炊出し等を実施するためプロパン等の確保が必要である場合に、乙に対しプロパン等の供給活動の協力を要請するものとする。

（要請）

第3条 甲は、前項の規定に基づく要請を行う場合は、乙に対し別紙のプロパンガス等供給活動要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲が別に定める避難所等のうち指示された場所へ速やかに参集し、甲の保有する器材に対して、プロパン等の供給活動にあたるものとする。

（価格）

第4条 乙が協力に要した、当該費用については、災害発生時点の標準価格を基準として、甲乙が別途協議して決定するものとする。

（請求）

第5条 乙は、甲に対して、前条で決定した価格に基づき費用を請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもしなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成21年11月18日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市学園東町一丁目16番14号
乙 東京都プロパンガス協会小平部会
代表者 部会長 大 沢 順 一

別紙

平 市 防 発 第 号
平成 年 月 日

東京都プロパンガス協会
北多摩北部支部小平部会長 殿

小平市災害対策本部
本部長

プロパンガス等供給活動要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

- 1 要請の理由
- 2 数量
- 3 品目
- 4 納入日時
- 5 納入場所
- 6 その他

協定書 35 大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書

大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書

小平市長（以下「甲」という。）、警視庁小平警察署長（以下「乙」という。）は、小平市内において地震災害、風水害等の大規模災害が発生した場合における施設等使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害により被害が発生し、多数の死体が出た場合、甲と乙との間において一次的な遺体安置（検視・検案を含む。以下同じ。）場所及び遺族等待機場所についての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、大規模災害により被害が発生し、多数の死体が出た場合に、甲に対し一次的な遺体安置場所及び遺族待機場所として無料提供を要請することができるものとし、甲は、乙の要請があった場合は、施設運営に支障のない範囲において、速やかに使用許可・条件等の判断をし、甲の許可する建物及び駐車場等の一部若しくは全体を使用させるものとする。

（施設等）

第3条 前条における施設及び使用手続きは、次のとおりとする。

- 1 指定施設：東京都小平市学園東町1丁目19番13号
小平市福祉会館（地下1階及び1階部分等）及び駐車場
- 2 手 続 き：乙は、施設の使用に関して、甲に対して口頭で直接要請する。

（使用中の管理）

第4条 甲が許可した施設及び駐車場等の管理は、乙の責任において行い、乙は甲の指示に可能な限り協力するものとする。

（費用等の負担）

第5条 施設及び駐車場等の管理運営に係わる費用等については、甲は乙に対して、原則として一切の請求を放棄する。なお、光熱費等の施設使用に係わる諸費用については、甲と乙及び関係する機関の協議によるものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、前第3条に基づき要請をした日から10日以内とする。

ただし、その期間を延長する必要がある場合は、甲・乙協議のうえ決定する。

(使用解除と返還)

第7条 乙は、施設及び駐車場等の使用解除を行う場合、甲の点検確認を受けた後、返還するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに甲・乙のいずれからも異議申し立てがない場合は、さらに期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 本協定書の解釈等に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成21年11月24日

甲 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地

小平市長（施設管理者） 小林 正則

乙 東京都小平市小川町二丁目 1265 番地の1

警視庁小平警察署長 佐藤 成

協定書 36 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部（以下「乙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内で大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、被災した市民の意向を確認したうえで必要があると認められるときは、乙に対して対象市民を明確に示して口頭により協力の要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力義務）

第3条 乙が、甲から協力の要請を受けたときは、乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）は、被災者に民間賃貸住宅の媒介を無償で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（対象市民への通知等）

第4条 甲は、乙に協力の要請を行ったときは、対象となる市民に対してその旨を通知するとともに、甲と協力して被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

（協力義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、適宜協力するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙双方のいずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(その他)

第8条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙で協議する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成21年12月15日

甲 小平市小川町一丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

乙 東久留米市滝山四丁目5番8号
社団法人全日本不動産協会東京都本部
多摩北支部
代表者 支部長 辻 浩一郎

協定書 37 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と多摩信用金庫小平支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察への通報
- (3) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (4) 犯罪被害者及び災害時要援護者等災害発生時における被災者への支援活動
- (5) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからの特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月15日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市小川西町四丁目14番16号

乙 多摩信用金庫小平支店

代表者 支店長 鳥 海 真 一

協定書 38 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と多摩信用金庫学園東支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察への通報
- (3) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (4) 犯罪被害者及び災害時要援護者等災害発生時における被災者への支援活動
- (5) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月15日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市学園東町二丁目12番15号

乙 多摩信用金庫学園東支店

代表者 支店長 市 川 勝 広

協定書 39 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と多摩信用金庫一橋学園支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察への通報
- (3) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (4) 犯罪被害者及び災害時要援護者等災害発生時における被災者への支援活動
- (5) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月15日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市学園西町二丁目13番33号

乙 多摩信用金庫一橋学園支店

代表者 支店長 高 橋 尚 子

協定書 40 地域防犯・防災力向上に関する協定

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と多摩信用金庫花小金井支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察への通報
- (3) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (4) 犯罪被害者及び災害時要援護者等災害発生時における被災者への支援活動
- (5) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月15日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市花小金井南町一丁目13番19号

乙 多摩信用金庫花小金井支店

代表者 支店長 利根川 清

協定書 41 災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社 建昇（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する、組立ハウス、ユニットハウス、仮設トイレその他のレンタル機材（以下総称して「機材」という。）の調達を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材を甲に優先的に調達かつ運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、機材の調達及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（引き渡し）

第5条 機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣して引渡しを受けるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この

協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月17日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都江戸川区南葛西3丁目13番15号

乙 株式会社 建昇

代表取締役 村 本 三 男

協定書 42 災害時における飲料水供給等に関する協定書

災害時における飲料水供給等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水及び清涼飲料水等（以下「飲料水等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他災害時における飲料水等の供給の協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請等）

- 第2条 甲は、小平市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、飲料水等の確保が必要であるときに、乙に対し飲料水等の供給の協力を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づく要請を行う場合は、乙の武蔵野支店長に対し別に定める飲料水等供給協力要請書（以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲からの要請があった場合は、必要数量の飲料水を優先的に、かつ、安定して供給するものとし、当該費用については、甲の実費弁償によるものとする。
- 4 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において、乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。

（災害救援ベンダーの普及）

第3条 乙は、災害等により停電及びライフライン等が寸断された際に、緊急用の飲料として、該当の災害救援ベンダー内飲料水について、甲に無償で提供するとともに、甲、乙の協力のもとで当該災害救援ベンダーの普及に努めるものとする。

（訓練への参加）

第4条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

第5条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第6条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成23年1月1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

小平市長 小 林 正 則

東京都新宿区西新宿一丁目24番1号

乙 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

東日本支社長 西 村 公 孝

平 市 防 発 第 号
平成 年 月 日

株式会社ジャパンビバレッジ
武蔵野支店長 殿

小平市災害対策本部
本部長

飲料水等供給協力要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

- 1 要請の理由
- 2 数量
- 3 品目
- 4 納入日時
- 5 納入場所
- 6 その他

協定書 43 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、小平市長 小林正則（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 小平市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 小平市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則

協定書 44 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平市造園組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速な復旧等を行う必要があるため、甲から乙に対して行う応急対策の協力要請に関し、その業務等について必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び人員を必要とするときは、乙に対して、要請書により次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ要請できるものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要事項

（乙の責務）

第3条 乙の責務は次のとおりとする。

- （1）乙は、前条の規定による要請を受けたときは、建設資機材及び人員を甲に優先的に調達かつ提供するよう努めるものとする。
- （2）乙は、甲の要請に的確に対応するため、建設資機材及び人員を調達又は提供することが可能な体制を保持するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を行った場合は、甲に対して速やかに報告するものとする。

- （1）業務に従事した会員名及び延べ人員数、建設資機材の種類、数量
- （2）業務内容及び場所

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲は、乙の実施した業務に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(会員名簿等の提出)

第7条 乙は、円滑な業務実施を図るため、甲に対し、毎年度4月1日現在における組合員名簿及び保有する資機材の数量等を書面により報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年3月11日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

小平市長 小 林 正 則

小平市大沼町1丁目196番8号

乙 小平市造園組合

組合長 藤 嶋 清 茂

協定書 45 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

小平市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する清瀬水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する清瀬水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、清瀬水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する清瀬水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した清瀬水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

(有効期限)

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書に改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成23年6月15日

甲 小平市長 小林 正則

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 細野 友希

協定書 46 災害時等における応急対策の協力に関する協定書

災害時等における応急対策の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害等により、甲の管理する下水道管路施設等が損壊した場合（以下「災害時等」という。）における管路の状況調査及び応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する管路施設等を維持するため、災害時等における応急対策の協力について、甲と乙の基本事項を定め、迅速的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 前項の協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項により協力要請を受けた場合、甲に対して速やかに協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条第1項の規定による協力の要請に当たり、発生場所、被害状況、その他必要な事項を通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された業務を完了したときには、速やかに業務内容等について甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（損害賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの損害補償は、東京都市町村消防団等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用し、甲がこれを支給する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年11月18日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正 則

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司

年 月 日

公益社団法人

日本下水道管路管理業協会 御中

小平市災害対策本部

災害時における協力要請書

「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

業務開始日時	年 月 日 時 分から		
被害現場	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()		
被害状況			
業務内容			
必要な人員・ 資機材等	人員	計 名 () 要員 名、() 要員 名 () 要員 名、() 要員 名	
	資機材		
	その他		
指示事項			
現場責任者			

(連絡先) 災対 部 班
担当者 ()
電話 042 ()
FAX 042 ()

年 月 日

小平市災害対策本部 御中

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会

業 務 報 告 書

「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づき、次のとおり報告します。

従事した期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
従事した場所	町 丁目 番・番地 号 場所の名称 () 付近の目標 ()
業務内容・効果 (何をして、どうな ったか)	
人員・資機材等	別添「明細書」のとおり。
現場責任者及び 指示事項	(現場責任者) (指示事項)
事 故 報 告	
特記すべき事項	

(連絡先) 担当者 (法人名)
(氏名)
電話 0 4 2 ()
FAX 0 4 2 ()

協定書 47 「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書

「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 彫刻家平櫛田中ゆかりの地である井原市と小平市は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 井原市と小平市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする市は、前条の連絡担当の部局を通じて、直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 応援を要請しようとする市の通常の通信手段が途絶し応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、応援の要請を受けることとなる市は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) ホームページの代理掲載その他情報発信の協力
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した市が行うものとする。ただし、応援を要請した市による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した市が負担するものとする。

2 応援を要請した市が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合には、応援の要請を受けた市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月23日

岡山県井原市井原町311番地1

井原市

代表者 井原市長 瀧本豊文

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

代表者 小平市長 小林正則

協定書 48 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と西武信用金庫小平支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月21日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

小平市学園東町一丁目4番29号
乙 西武信用金庫小平支店
代表者 支店長 庄 司 勝

協定書 49 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と西武信用金庫花小金井支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月21日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

小平市花小金井四丁目33番8号
乙 西武信用金庫花小金井支店
代表者 支店長 島 澤 朋 孝

協定書 50 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と東京厚生信用組合小平支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月1日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市美園町一丁目31番1号

乙 東京厚生信用組合小平支店

代表者 支店長 三 川 誠

協定書 51 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と青梅信用金庫小平支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月19日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市美園町一丁目15番1号

乙 青梅信用金庫小平支店

代表者 支店長 森 直 木

協定書 52 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）とりそな銀行小平支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるも

のとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月22日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

小平市学園東町一丁目3番13号
乙 りそな銀行小平支店
代表者 お客様サービス部長 小林 修

協定書 53 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）とりそな銀行花小金井支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月22日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長

小林 正 則

小平市花小金井一丁目1番8号

乙 りそな銀行花小金井支店

代表者 お客さまサービス部長

市 川 剛

協定書 54 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内で大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、被災した市民の意向を確認したうえで必要があると認められるときは、乙に対して対象市民を明確に示して口頭により協力の要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力義務）

第3条 乙が、甲から協力の要請を受けたときは、乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）は、被災者に民間賃貸住宅の媒介を無償で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（対象市民への通知等）

第4条 甲は、乙に協力の要請を行ったときは、対象となる市民に対してその旨を通知するとともに、乙と協力して被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

（協力義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、適宜協力するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙双方のいずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(その他)

第8条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙で協議する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成24年12月7日

甲 小平市小川町一丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

乙 小平市花小金井一丁目6番32号
石塚ビル2階
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
北多摩支部
代表者 支部長 長 瀬 勝 男

協定書 55 昭和37年市制施行小矢部市・小平市災害時における相互応援に関する協定書

昭和37年市制施行小矢部市・小平市 災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 小矢部市と小平市は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 小矢部市と小平市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、前条の連絡担当の部局を通じて、直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 被災市の通常の通信手段が途絶し応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、応援の要請を受けることとなる市（以下「応援市」という。）は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) ホームページの代理掲載その他情報発信の協力
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、被災市が行うものとする。ただし、被災市による輸送が困難な場合には、応援市が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、被災市が負担するものとする。

2 被災市が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

富山県小矢部市本町1番地1号

小矢部市

代表者 小矢部市長 桜井森夫

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

代表者 小平市長 小林正則

協定書 56 災害時における応急対策業務活動に関する協定書

災害時における応急対策業務活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平スカウト協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務活動（以下「応急対策業務活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、応急対策業務活動の協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の運営協力
- (2) 災害関連情報の収集・伝達
- (3) 子どものための援助活動
- (4) その他、甲が必要と認める応急対策業務活動

（協力の要請等）

第3条 甲は、小平市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策業務活動の必要が生じたときに、乙に対し派遣要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別紙の派遣要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙が実施した応急対策業務活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の内容に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の

原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練への参加)

第6条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲及び乙を構成する組織の代表者は、本書を8通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成25年1月17日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

乙 小平スカウト協議会

東京都東村山市萩山町二丁目9番地33
日本ボーイスカウト東京連盟小平第1団
代表者 団委員長 武 藤 眞 仁

埼玉県所沢市山口5246番90-1-507
日本ボーイスカウト東京連盟小平第2団
代表者 団委員長 小 田 通 精

東京都小平市花小金井三丁目 3 6 番 1 3 号
日本ボーイスカウト東京連盟小平第 3 団
代表者 団委員長 河 内 満

東京都小平市たかの台 6 番 5 号
日本ボーイスカウト東京連盟小平第 4 団
代表者 団委員長 上 岡 泰 晴

東京都小平市鈴木町一丁目 3 2 0 番地 1 4
日本ボーイスカウト東京連盟小平第 5 団
代表者 団委員長 柴 田 康 晴

東京都小平市学園東町三丁目 7 番 8 号
ガールスカウト東京都第 7 6 団
代表者 団委員長 宮 崎 稔 江

東京都東村山市萩山町一丁目 3 4 番地 1
ガールスカウト東京都第 1 7 6 団
代表者 団委員長 山 田 登美子

別紙

第 号
平成 年 月 日

小平スカウト協議会 殿

小平市災害対策本部
本部長

応急対策業務活動協力要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

- 1 要請の趣旨等
- 2 人数
- 3 日時
- 4 場所
- 5 その他

協定書 57 災害時における語学ボランティア活動に関する協定書

災害時における語学ボランティア活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平市国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時における語学ボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における語学ボランティアの協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 語学ボランティアが避難所等を巡回し、外国人に対する支援を行うこと。
- (2) 語学ボランティアに関する他団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他甲が必要と認めること。

（協力の要請等）

第3条 甲は、小平市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、語学ボランティアが必要であるときに、乙に対し語学ボランティア派遣の要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別に定める語学ボランティア派遣要請書（以下「派遣要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害時の語学ボランティア活動に伴う運営費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の内容に従事した乙の会員が、当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該会員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の

限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練への参加)

第6条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成25年1月31日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

乙 東京都小平市学園西町二丁目12番22号
学園西町地域センター3階
小平市国際交流協会
代表者 理事長 安 部 泰 人

第 号
平成 年 月 日

小平市国際交流協会 理事長 殿

小平市災害対策本部
本部長

語学ボランティア活動協力要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

- 1 要請の趣旨等
- 2 人数
- 3 日時
- 4 場所
- 5 その他

協定書 58 災害時における食糧調達に関する協定書

災害時における食糧調達に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とわらべや日洋株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における食糧の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、応急食糧の調達を必要とする震災、風水害、火災等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行なう被災者の食糧供給活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力内容は災害時における甲が必要とする応急食糧の供給とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において応急的に食糧が必要であるときは、乙に対して食糧の供給協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、乙に対し食糧の供給協力を要請しようとするときは、品名、数量、納入場所、その他必要な事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力要請に対して、特別の理由がない限り、乙の在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ食糧を輸送し納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難な場合は、乙の敷地内において甲に引渡すものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の要請に基づき乙が納入又は引渡した食糧の費用を負担するものとする。

2 前項の費用負担の額については、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

3 乙は、甲の要請に基づく食糧の供給に要した経費について、納品書を添付して甲に請求するものとする。

4 甲は、乙から前項の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じてこれを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、それらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協議)

第7条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から1年間とする。なお、期間満了の日までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成25年3月26日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市小川東町五丁目7番10号
乙 わらべや日洋株式会社
代表者 代表取締役社長 妹 川 英 俊

協定書 59 災害時における東京サレジオ学園グラウンドの利用に関する協定書

災害時における東京サレジオ学園グラウンドの利用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京サレジオ学園（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における広域避難場所としての施設利用に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の所有する東京サレジオ学園のグラウンドを、災害時における広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（利用できる施設）

第3条 甲が利用できる施設は、乙の所有する東京サレジオ学園のグラウンドに限る。

（広域避難場所の利用の開始）

第4条 甲は、災害の発生に伴う火災が拡大し、いつとき避難場所での避難が危険であると認めた時には、直ちに避難者に対し広域避難場所への避難誘導を指示するものとし、速やかに乙に対して利用開始の通告をすることとする。

（広域避難場所の利用の終了）

第5条 甲は、乙の管理する施設を広域避難場所として終了する際は、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに、甲又は乙において、甲の費用負担によりその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。なお、原状回復に専門性が要求される場合には、乙の指示により原状回復を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、広域避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものと

する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに、1年継続されたものとし、以後この例による。

この協定は、協定の締結日から適用する。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成25年4月1日

甲	小平市小川町二丁目1333番地
	小平市
	小平市長小林正則
乙	小平市上水南町4丁目7番1号
	社会福祉法人 東京サレジオ学園
	理事長松永國治

災害時における東京サレジオ学園グラウンド利用に係る手引き

〈具体的運用〉

災害発生による貴園所管のグラウンドを利用するに当たっての小平市（以下、甲という。）と東京サレジオ学園（以下、乙という。）双方の運営方法については、下記に示す項目により行うことを、原則とする。

但し、実際の災害発生時には、災害の規模、地域の被災状況等により、甲の職員や警察等の職員の一時的な不足等により、場合によっては、必ずしも原則どおり運営できない場合もある。

1. 避難場所としての利用エリア

乙所管のグラウンドに限る。

2. 避難に係る周知方法

小平市の２段階避難方式による２番目の避難場所として利用することとなるため、利用に際しては、事前に甲から乙に対して、その旨文書又は口頭で通知するものとする。

但し、避難勧告や指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、緊急を要する場合は、当該避難場所へ直接避難する場合もある。

3. 避難誘導

災害の拡大状況等の様子を見ながら、甲の職員、警察官又は自主防災組織のリーダー等の誘導により、避難者を乙のグラウンドに避難させる。

4. 物資の提供

本協定の締結に当たり、災害時の適切且つ円滑な避難誘導や表示に資するものとして、予め物資類（境界区分用トラロープ、標示板）の提供及び避難場所誘導標識の設置を行うこととする。

協定書 60 災害時における飲料水の供給に関する協定書

災害時における飲料水の供給に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「乙」という。）は、次の条項により災害時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時（以下「災害時」という。）に乙の管理する施設で給水される飲料水の一部を甲に供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水の供給が必要と判断されたときは、乙に対し飲料水の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は電話その他の方法によるものとする。

（飲料水の供給）

第3条 乙は、要請があった場合、特別の理由がない限り、速やかに飲料水を甲に供給するものとする。

（供給する量）

第4条 乙が供給する飲料水の量は、乙の事業継続に支障がない範囲を限度とし、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（供給の方法）

第5条 飲料水の供給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、乙の管理する井戸水飲料水化プラントより供給を受ける。
- (2) 供給時間帯及び供給方法は、状況に応じて乙が決定する。
- (3) 乙は供給前には、井戸水飲料水化プラント内にある浄化装置及び付帯設備の正常稼働と飲料水の安全性を確認する。
- (4) 乙は、前項において異常があった場合は、飲料水の安全性が確認できるまでは供給を行わない。
- (5) 供給に必要な電源が停電した場合は、乙が所有する非常用発電機電源に切替えて供給する。

(6) 飲料水の供給を受けるための容器等は、甲が調達する。

(供給期間)

第6条 飲料水の供給は、第2条第1項の規定による要請を受けた日から3日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、期間を決定するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は乙から無償で供給を受けるものとする。

(報告)

第8条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、又は廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、当該井戸水の水質検査を実施した後、甲にその結果を報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、双方その1通を保有するものとする。

平成25年7月1日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市小川東町四丁目1番1号
乙 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
総 長 樋 口 輝 彦

協定書 61 災害時における学校法人白梅学園敷地の利用に関する協定書

災害時における学校法人白梅学園敷地の利用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と学校法人白梅学園（以下「乙」という。）は、災害時における乙の敷地をいつとき避難場所として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時におけるいつとき避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の範囲）

第2条 甲が利用できる施設の範囲は、乙の敷地のうち、別添図面に示す範囲とする。

（利用できる施設の周知）

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時においては、速やかに、その職員を乙の敷地に派遣するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、いつとき避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（利用の期間）

第6条 甲が、いつとき避難場所として利用する期間は、災害発生時から、甲による避難者の誘導等が終了するまでとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、そ

の都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成25年7月12日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

乙 東京都小平市小川町一丁目830番地
学校法人白梅学園
代表者 理事長 小 松 隆 二

協定書 62 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都(東京都水道局)(以下「甲」という。)と小平市(以下「乙」という。)とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材(以下「資器材」という。)の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動(以下「応急給水等」という。)の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

(2) 消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

(資器材の貸与等)

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により(1)アからエまで及び(2)に掲げる資器材を貸与し、並びに(1)オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

(1) 応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

- ア 応急給水用仮設給水器材(スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース)
- イ ホース(20m×2本)
- ウ 差込式異径媒介金具(2個)
- エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具
- オ カラーコーン(4本)、コーンウエイト(4個)、コーンバー(4本)、残留塩素検査キット、バケツ(2個)及びホーローカップ

(2) 消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

- ア 管そう(噴霧ノズル一体型)
- イ ホース(20m×3本)

- 2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

(資器材の貸借等の手続)

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

(資器材の貸与等の基準)

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 資器材の保管場所(倉庫等、風雨の影響を受けない施錠可能な場所)が確保されていること。
- (2) 資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

(資器材の配送及び受領)

- 第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。
- 2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。
- 3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

(資器材の保管及び管理)

- 第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。
- 2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。
- 3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

- 第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(市(町)職員への訓練等)

- 第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

- 第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除きが負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月18日

甲 東京都
水道局長 吉田 永

乙 小平市
小平市長 小林 正則

協定書 63 災害時における動物救護に関する協定書

災害時における動物救護に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部小平市獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護について、東京都と公益社団法人東京都獣医師会における「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時（以下「災害時」という。）に甲が行う災害応急・復旧活動における動物救護に対する乙の協力及び平時における市民への防災啓発に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走、放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 避難所等における被災動物の適正飼養の指導に関すること
- (5) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急・復旧活動に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する費用負担を求めないものとする。

(資材等の調達・搬送)

第8条 甲は、乙が実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、可能な範囲で必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19条）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(平時の啓発)

第10条 乙は、動物が適正に飼育され、飼い主とともに避難所で集団生活を営めるように、平時より疾病予防、しつけ、個体識別、飼育動物に関する防災対策等について市民への普及啓発に努める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないとき

は、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市津田町二丁目25番4号
乙 公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部
小平市獣医師会 会長 木 村 肇

協定書 64 災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時における物資の供給協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、東京都と東京都生活協同組合連合会における「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続き及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の納入又は引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書（様式第1号）により乙の東京都本部長にそれぞれ品目、数量、納入又は引渡し日時、納入又は引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日物資供給協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力要請に対して、特別な理由がない限り、乙のコープ小川西町店（小川西町1-2-1）、コープ回田店（回田町305-5）及びコープ花小金井店（花小金井3-22-2）における在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ物資を輸送し納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難な場合は、乙のコープ小川西町店、コープ回田店又はコープ花小金井店において甲に引渡すも

のとする。

- 2 甲は、乙から物資の納入又は引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の納入又は引渡しした物資の費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用負担の額については、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、物資の納入又は引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙との間で平成24年8月30日締結した「災害時における物資の供給協力に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃棄するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自そ

の1通を保有する。

平成26年1月14日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目5番5号
乙 生活協同組合コープみらい
代表者 代表理事 理事長 田 井 修 司

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
平成 年 月 日

生活協同組合コープみらい
東京都本部長 殿

小 平 市 長

物資供給協力要請書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入 又は 引渡 し 品 目 ・ 数 量	食料品	品目名	数 量
	生活必需品	品目名	数 量
納入又は引渡し日時		納入 ・ 引渡し 平成 年 月 日 時	
納入又は引渡し場所		納入 ・ 引渡し	
そ の 他			

※ 連絡先

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
平成 年 月 日

生活協同組合コープみらい
東京都本部長 殿

小 平 市 長

物 資 確 認 通 知 書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、供給協力された物資について、納入又は引渡し物資を確認したため、下記のとおり通知します。

記

納入 又は 引渡し 品目・ 数量	食料品	品目名	数 量
	生活必需品	品目名	数 量
納入又は引渡し日時		納入 ・ 引渡し 平成 年 月 日 時	
納入又は引渡し場所		納入 ・ 引渡し	
そ の 他			

※ 連絡先

協定書 65 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人七日会さくら野杜（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生し（以下「災害時」という。）、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

第4条 二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 開設期間については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。

3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合法令第19号)の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 甲は、二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

小平市長 小 林 正 則

小平市花小金井三丁目 2 5 番 2 1 号
乙 社会福祉法人 七日会 さくら野杜
施設長 石 山 喜 啓

協定書 66 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平心会（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生し（以下「災害時」という。）、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

第4条 二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 開設期間については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。

3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合法令第19号)の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 甲は、二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市鈴木町二丁目 2 3 0 番地 3
乙 社会福祉法人 平心会
理事長 内 藤 義 博

協定書 67 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人まりも会（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生し（以下「災害時」という。）、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

第4条 二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 開設期間については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。

3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合法第19号)の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 甲は、二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市上水南町四丁目 7 番 4 5 号
乙 社会福祉法人 まりも会
理事長 森 川 英 一

協定書 68 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑友会（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生し（以下「災害時」という。）、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

第4条 二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 開設期間については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。

3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合法令第19号)の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 甲は、二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市小川西町二丁目 3 5 番 2 号
乙 社会福祉法人 緑友会
理事長 菅 野 徹 夫

協定書 69 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人黎明会（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、負傷した市民に対して応急的な手当てを実施するための緊急医療救護所を設置する必要がある場合、又は高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急医療救護所とは、小平市地域防災計画に基づいて、医療機関等に設置し医療救護活動を実施する場所をいう。
- (2) 二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害時に緊急医療救護所または二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し緊急医療救護所又は二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

第4条 緊急医療救護所及び二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、緊急医療救護所における負傷者の救護、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

(開設期間)

第5条 開設期間については、次の期間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

- (1) 緊急医療救護所については、災害発生から72時間以内とする。
- (2) 二次避難所については、災害発生の日から7日以内とする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における緊急医療救護所及び二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

- 2 甲は、乙の施設を緊急医療救護所又は二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市小川町一丁目485番地
乙 社会福祉法人 黎明会
理事長 佐々木 典 夫

協定書 70 災害時における施設利用等に関する協定書

災害時における施設利用等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人多摩済生医療団（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、負傷した市民に対して応急的な手当てを実施するための緊急医療救護所を設置する必要がある場合、又は高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難する避難所を開設する必要がある場合に、甲が乙の施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急医療救護所とは、小平市地域防災計画に基づいて、医療機関等に設置し医療救護活動を実施する場所をいう。
- (2) 二次避難所とは、要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。

（協力の要請等）

- 第3条 甲は、災害時に緊急医療救護所または二次避難所を開設するにあたり、乙の施設を利用する必要があると判断されたときは、乙に対し施設利用について文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、要請があった場合、特別な理由がない限り、速やかに利用が可能な施設を指定し、甲へ通知するものとする。
 - 3 甲は、前項の通知に基づき、市職員等を派遣し緊急医療救護所又は二次避難所を開設するものとし、乙は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（運営・管理）

- 第4条 緊急医療救護所及び二次避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、緊急医療救護所における負傷者の救護、二次避難所における要援護者の介護等について、可能な範囲において甲に協力するものとする。

(開設期間)

第5条 開設期間については、次の期間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長する期間を決定するものとする。

- (1) 緊急医療救護所については、災害発生から72時間以内とする。
- (2) 二次避難所については、災害発生の日から7日以内とする。

(費用の負担)

第6条 乙の施設における緊急医療救護所及び二次避難所の運営・管理に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料については無償とする。

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(損害補償等)

第7条 甲は、第3条第3項及び第4条第2項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償するものとする。ただし、当該従業員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

- 2 甲は、乙の施設を緊急医療救護所又は二次避難所として利用したことが原因で、その施設等に被害が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める損失の額を補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月20日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市美園町三丁目12番1号
乙 社会福祉法人 多摩済生医療団
理事長 和 田 裕

協定書 71 災害時における語学ボランティア活動に関する協定書

災害時における語学ボランティア活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と学校法人津田塾大学（以下「乙」という。）は、災害時における語学ボランティア活動等（以下「語学ボランティア」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における語学ボランティアの協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時に避難所等を巡回し、外国人に対する通訳等の支援を実施する語学ボランティアの派遣
- （2）その他甲が必要と認めること。

（協力の要請等）

第3条 甲は、小平市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、語学ボランティアが必要であるときに、乙に対し語学ボランティア派遣の協力要請を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別に定める語学ボランティア活動協力要請書（以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲からの協力要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害時の語学ボランティア活動に伴う運営費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の内容に従事した乙が派遣した者が、当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は

事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練への参加)

第6条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(疑義の対処)

第8条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。なお、期間満了の日までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙との間で平成22年1月15日に締結した「災害時における語学ボランティア活動に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃棄するものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成26年6月2日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市津田町二丁目1番1号

乙 学校法人 津田塾大学

代表者 学長 國 枝 マ リ

災害時における語学ボランティア活動に関する覚書

小平市（以下「甲」という。）と学校法人津田塾大学（以下「乙」という。）との間において平成２６年６月２日に締結した「災害時における語学ボランティア活動に関する協定書（以下「協定書」という。）」第７条に基づき、次のとおり必要な事項を定める。

（語学ボランティアの事前登録）

- 第１ 乙は、協定書第３条第３項に基づき、速やかに対応が行えるよう、語学ボランティアを事前に募集し、登録しておくものとする。
- ２ 乙は、前項の規定に基づき事前登録した語学ボランティアの対応言語別人数を甲に通知する。

（語学ボランティアの派遣協力要請）

- 第２ 甲は、協定書第３条第２項に基づき、別紙の語学ボランティア活動協力要請書に必要な事項を記載して乙に提出するものとする。

（語学ボランティアの派遣）

- 第３ 乙は、甲から語学ボランティアの派遣要請があった場合は、第１により事前登録した語学ボランティアのうちから、対応可能な登録者を選出し、派遣するものとする。
- ２ 前項により選出された被派遣者は、小平市災害時外国人支援センターの調整を受け、避難所等を巡回し、外国人に対する支援を行うこととする。
- ３ 前項の派遣に際して被派遣者は、東京都社会福祉協議会のボランティア保険に加入することとする。

（訓練における損害補償）

- 第４ 協定書第６条に基づき甲が開催する総合防災訓練等に参加した、乙が登録している語学ボランティアが訓練によって被った損害は、小平市市民総合災害補償規則により甲が補償するものとする。

（疑義の対処）

- 第５ この覚書について疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期限）

- 第６ この覚書の有効期限は、取り交わしの日から平成２８年３月３１日までとする。なお、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この覚書は

更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙との間で平成26年6月2日に取り交わした「災害時における語学ボランティア活動に関する覚書」は、この覚書の取り交しをもって廃棄するものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成27年4月16日

東京都小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

東京都小平市津田町二丁目1番1号
乙 学校法人 津田塾大学
代表者 学長 國 枝 マ リ

協定書 72 都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定書

都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社多摩支店（以下「乙」という。）は、地域における市民の安全確保に関する各々の役割に鑑み、小平市において都市ガスの供給停止等の事象が発生した場合における市民への情報提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が発生し、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲、乙が連携して、防災行政無線、緊急メールマガジン、ホームページ、エリアメール・緊急速報メール及びその他甲所有の広報手段（以下、「防災行政無線等」という。）を活用して情報提供することについて必要な事項を定め、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

（広報の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、別に定めるところにより、甲に対して発生した事象の情報提供を行うとともに、市民への広報を依頼する。

（広報の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの広報依頼を受けた場合は、防災行政無線等による広報を行う。ただし、広報が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、広報に関し必要な事項は、別に定める。

3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された情報提供内容を正確に広報するよう努めなければならない。

4 甲は、乙からの依頼があっても広報が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

(連絡責任者)

第4条 甲乙は、広報の依頼および実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者およびその職務は、別に定めるものとする。

(協議)

第5条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙で協議する。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期限は、締結の日から1年間とする。なお、期間満了の日までに甲乙いずれからも本協定を終了する旨の申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙との間で平成24年3月12日に締結した「大規模ガス供給停止及び広範囲に及ぶマイコンメーター作動時における市民への情報提供に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃棄するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成26年12月18日

甲 東京都小平市小川町2丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 正則

乙 東京都立川市3丁目6番地13号
東京瓦斯株式会社 多摩支店
支店長 長谷川 弘一

都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する運用要領

小平市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社多摩支店（以下「乙」という。）との間において、平成26年12月18日に締結した「都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条、第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づき、次のとおり運用要領を定める。

第1 広報の依頼に関する事項（協定書第2条関係）

1 依頼時期

災害、事故、ガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生し、市民への情報提供が必要と認める場合には、乙は甲に対して速やかに広報を依頼する。

2 依頼方法

- (1) 乙は、「広報依頼書」（別紙1）に所定の事項を記載の上、電子メール又はファクシミリにより甲に広報を依頼するものとする。ただし、休日、夜間、その他緊急時等やむを得ない場合は口頭による依頼を行うことができるものとし、事後速やかに「広報依頼書」を提出する。
- (2) 乙は、甲に広報の依頼を行った後、新たな状況が判明し、市民への情報提供が再度必要と認める場合には、第1の2(1)と同様の方法により甲に広報を依頼する。
- (3) 乙から甲に対する広報の依頼等の連絡は、「連絡体制図」（別紙2）に従い行う。なお、甚大な災害等の発生により、地上回線が不通となった場合においても、乙は甲と連絡を取るよう最大限努めるものとする。

第2 広報の実施に関する事項（協定書第3条第2項関係）

1 実施方法

- (1) 甲は、乙からの依頼を受け広報を行う場合、当該広報の内容は、「広報依頼書」に記載されたとおりとする。
- (2) 甲から乙に対する依頼内容の確認等の連絡は、「連絡体制図」に従い行う。なお、甚大な災害等の発生により、地上回線が不通となった場合においても、甲は乙と連絡を取るよう最大限努めるものとする。

2 広報時間帯

防災行政無線等による広報は、必要と認める都度、休日夜間を問わず終日行うことができることとする。

3 広報を実施しない場合の対応

- (1) 甲は、やむを得ず広報を行うことが困難であると認めるに足る事情がある場合は、乙に対し広報を実施しない旨を連絡する。
- (2) 前項に基づく連絡は、第2の1(2)と同様の方法により行う。

第3 連絡責任者に関する事項（協定書第4条第2項関係）

1 連絡責任者

甲：市民生活部防災安全課長

乙：多摩支店 副支店長

2 連絡責任者の職務

甲：乙から依頼を受けた広報の実施に関する一連の統括指揮等を行う。

乙：甲に対する広報の依頼及び依頼内容に関する一連の統括指揮等を行う。

第4 その他

この運用要領中の記載内容を変更する必要がある場合は、甲乙でその都度協議し、変更を行う。なお、「連絡体制図」は必要の都度、又は少なくとも年に1回の頻度において、甲乙が相互に確認し、記載内容の見直し、及びそれに伴う変更を行う。

この運用要領確認の証として本書2部を作成し、両者記名押印の上各1部を保有する。

平成26年12月18日

東京都小平市小川町2丁目1333番地

小 平 市

小平市長 小林 正則

東京都立川市3丁目6番地13号

東京瓦斯株式会社 多摩支店

支 店 長 長谷川 弘一

協定書 73 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小平市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、小平市内に大規模な災害が発生した際における災害応急対策活動等を行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は災害時の円滑なボランティア活動推進のため、甲の依頼に基づき小平市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

（1）甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請した場合

（2）乙がセンターの設置の必要があると判断し、甲が承認した場合

2 前項の依頼は、別に定める方法で行うものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、小平市福社会館内とする。また、著しい被害を受けた地域等に、現地ボランティアセンターを設置することができるものとする。

（連携及び協力）

第4条 甲と乙は相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（協力内容）

第5条 甲が乙に協力依頼をするボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）災害ボランティアの受入れ、派遣に関すること

（2）災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関すること

（3）自宅で生活している被災者に対する支援及び協力に関すること

（4）その他、災害応急復旧及び復興に関する支援に関すること

2 前項の依頼は、別に定める方法で行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲の協力依頼により実施した災害応急対策活動に要した費用は、甲乙協議のうえ、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 災害時におけるボランティア活動においてボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項に規定するボランティア保険の加入にかかる費用は、ボランティア個人が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び小平市個人情報保護条例に基づき、適切に管理するものとする。

(報告)

第9条 甲の依頼に基づいて乙が行った業務について、乙は甲に書面により報告するものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合、及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙との間で平成14年8月22日に締結した「災害時におけるボランティア活動等

に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃棄するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月5日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 正 則

小平市学園東町1丁目19番13号

乙 社会福祉法人小平市社会福祉協議会

会 長 金子 恵 一

災害時におけるボランティア活動に関する覚書

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小平市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において平成27年3月5日に締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書（以下「協定書」という。）」第2条第2項、第5条第2項及び第11条に基づき、次のとおり必要な事項を定める。

（災害ボランティアセンターの設置依頼）

第1 甲は、乙に災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を依頼するときは、様式1「災害ボランティアセンター設置依頼票」により行うものとする。ただし、文書により依頼することができない場合は、口頭により依頼し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（センターの代替設置場所）

第2 小平市福社会館内にセンターを設置することが困難な場合は、甲乙協議のうえ、これに代わる場所を決定するものとする。

（ボランティア活動の協力依頼）

第3 甲は、乙にボランティア活動の協力依頼をするときは、様式2「ボランティア等派遣依頼票」により行うものとする。ただし、文書により依頼することができない場合は、口頭により依頼し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（センターの業務）

第4 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 小平市災害対策本部、東京都災害ボランティアセンター等との連絡調整
- (2) ボランティアの募集・受付・調整
- (3) ボランティアの活動内容の指示・紹介
- (4) ボランティア活動における情報収集・情報発信・情報提供
- (5) ボランティア活動における要望等の需給調整
- (6) ボランティア活動における支援募金の募集・受付・調整
- (7) その他ボランティア活動に必要な業務

（平常時の協力）

第5 甲と乙は、平常時から相互に連携・協力し、センター設置・運営マニュアル等を作成する。また、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(ボランティアの養成等)

第6 乙は、平常時からボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備えた体制を整備しておくものとする。

(資機材の確保)

第7 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(協議)

第8 この覚書について疑義が生じた場合、及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第9 この覚書の有効期間は、取交しの日から平成27年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、本書を2通作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月5日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小平市

小平市長

小林 正 則

小平市学園東町1丁目19番13号

乙 社会福祉法人小平市社会福祉協議会

会 長

金子 恵 一

様式 1

発第 号
平成 年 月 日

社会福祉法人
小平市社会福祉協議会長 殿

小平市災害対策本部
本部長

災害ボランティアセンター設置依頼票

「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターの設置について、下記のとおり依頼します。

記

1 設置日時

2 設置場所

3 連絡責任者

4 その他

様式 2

ボランティア等派遣依頼票

避難所 → 災害対策本部 → 小平市災害ボランティアセンター

発信日時	年 月 日 時 分
避難所名	
避難所住所	
担当者（依頼者）	電 話 F A X
依頼内容	
ボランティア関係	必要人数 _____人 期 間 年 月 日～ 年 月 日 業務内容

回答内容

災害対策本部 → 避難所

発信日時	年 月 日 時 分
担当者（回答者）	電 話 F A X
回答内容	
ボランティア関係	年 月 日 ～ 年 月 日まで _____人派遣できる

協定書 74 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書

災害時におけるボランティア活動としての 美容サービス業務の提供に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京都美容生活衛生同業組合小平支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。
2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する美容所の従業員とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により美容所へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

(業務の要請)

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、美容サービス業務の提供要請書(第1号様式)により要請するものとする。

(業務の提供及び報告)

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、美容サービス業務の提供報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品(以下「消耗品」という。)にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用について明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、

この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年5月22日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

小平市たかの台40番9号

乙 東京都美容生活衛生同業組合小平支部

代表者 支部長 榎 本 晃 浩

第1号様式

年 月 日

美容サービス業務の提供要請書

東京都美容生活衛生同業組合小平支部長 殿

小平市災害対策本部
本部長

災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定第6条
第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
備 考	

連絡先：小平市災害対策本部 部
課・班

担当者

電話 ()

FAX ()

第 2 号様式

年 月 日

美容サービス業務の提供報告書

小平市災害対策本部長 殿

東京都美容生活衛生同業組合小平支部
支部長

年 月 日付美容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希 望 実 施 日 時	年 月 日 ()
実 施 場 所	
業務提供を受けた人数	人
業 務 提 供 人 数	人
備 考	

担当者： 電話 ()

協定書 75 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小平市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである小平市健康センター（小平市学園東町一丁目19番12号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告

書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからでも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長
小林 正 則

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
代表者 取締役副社長
東京支社長
嶋 路 博 昭

協定書 76 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社東久留米営業所（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小平市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである小平市健康センター（小平市学園東町一丁目19番12号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからでも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長 小林 正 則

乙 東久留米市八幡町三丁目16番42号
東邦薬品株式会社東久留米営業所
代表者 営業所長 安 部 瑞 之

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

_____ 御中

小平市長 印

災害時における医薬品等調達要請書

このことについて、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後		
(2) 納 入 場 所	・ 災害薬事センター (小平市健康センター (小平市学園東町一丁目19番12号)) ・ その他 (損害等により納入が困難な場合) _____		
(3) 要 請 品 目 及 び 数 量 ※不足する 場 合 は 別途記載	品 目		数 量
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
(4) そ の 他 伝 達 事 項			

第 2 号様式（第 6 条関係）

小平市長 殿

_____ 印

災害時における医薬品等調達報告書兼請求書

年 月 日付の災害時における医薬品等調達要請書に基づく医薬品等の調達について、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円（税込）

納品内訳

品目		単価	数量	金額	摘要
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
合計					

※不足する場合は別途記載

協定書 77 広告付避難場所等電柱看板に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、小平市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小平市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）看板：乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2）広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不適當であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年12月22日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

八王子市明神町三丁目1番7号NTB八王子ビル
乙 東電タウンプランニング株式会社
多摩総支社長 望 月 優

協定書 78 災害時における応急対策活動に関する協定書

災害時における応急対策活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合小平支部（以下「乙」という。）とは、小平市内において地震、津波及び風水害、竜巻その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力の依頼をするときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、小平市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（様式1）により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（応急対策活動）

第3条 甲の要請により応急対策活動を実施する乙は、現地に派遣された甲の責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。

2 甲により災害現場に責任者が派遣されていない場合は、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策活動を実施するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務提供及び資機材の提供に関すること。
- (2) 道路上の障害物の除去活動に要する労務提供及び資機材の提供に関すること。
- (3) 避難施設及びその他市施設の応急危険度判定及び応急修繕に関すること。
- (4) 被災住宅の応急修理に関すること。
- (5) 被災建築物に関する相談・助言に関すること。
- (6) その他甲が必要と認めること。

(報告)

第5条 乙は、協力要請に基づき応急対策活動を実施した場合は、「応急対策（進捗・完了）報告書」（様式2）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

(協力者名簿)

第6条 乙は、甲からの協力要請に備え、協力者名簿（以下「名簿」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

2 前項の名簿の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿を修正した上で甲に提出するものとする。

3 名簿には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害応急活動に従事する人員
- (2) 災害時における調達可能な資機材
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 協力要請に基づき乙の実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求と支払い)

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書等を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、第4条の規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することのできない理由により死亡又はその他の事故が生じた場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、災害時における応急対策活動の円滑な遂行のために、小平市地域防災計画に基づき甲が主催する防災訓練等又は市内の自主防災組織が主催する防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年2月9日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 正 則

小平市仲町381番地

乙 東京土建一般労働組合 小平支部

執行委員長 山 内 勝 男

第 号
年 月 日

応急対策協力要請書

東京土建一般労働組合小平支部
執行委員長 殿

小 平 市 長

「災害時における応急対策活動に関する協定書」第 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請する。

要請内容	
要請の理由	
施設名	
場所（住所）	
目標完了期日	
備考	
担当課／担当者名	／

※要請内容の詳細については、担当者より指示する。

上記のとおり、協力要請がありましたので依頼します。

年 月 日

(応急対策施工者) 様

第 号
年 月 日

応急対策（進捗・完了）報告書

小 平 市 長 殿

東京土建一般労働組合小平支部
執行委員長

「災害時における応急対策活動に関する協定書」第 5 条の規定に基づき、次のとおり報告する。

要請書で指示された内容	
実施内容	
施設名	
場所（住所）	
実施期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
完了（予定）日	
備考	
担当施工者名	

※その他必要に応じて、市から要求された書類を提出すること。

協定書 79 災害時における一時的避難施設としての利用に関する協定書

災害時における一時的避難施設としての利用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と嘉悦大学（以下「乙」という。）は、小平市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時における、一時的避難施設としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を、被災した小平市民の一時的避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 前条における一時的避難施設とは、次のとおりとする。

- (1) 甲が地域防災計画において予め規定する指定避難所への避難が、災害状況等により困難となった場合の、二次的な施設とする。
- (2) 発災直後には開設せず、一定期間経過後、必要であれば開設する。
- (3) 指定避難所としての必要な要件を求めない。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、大学施設等の状況を確認し、乙と協議のうえ、口頭または書面で要請する。

（協力）

第4条 乙は、甲から、前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従い可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、協力要請に応じられない場合はこの限りでない。

（協力内容）

第5条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の安全確保のため、大学施設の一部を一時的避難施設として提供。
- (2) 大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄物資の提供（提供できる資器材等を有しない場合、もしくは提供できる状況ではない場合を除く。）。
- (3) その他の協力要請事項。

(費用負担)

第6条 前条の協力に要した経費は、原則として、甲が負担するものとする。

(施設提供期間)

第7条 第5条第1項(1)の施設の提供期間は、原則として一時的避難施設として利用することが決定した日より7日間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難施設の早期解消に努めるものとする。

(一時的避難施設の管理)

第9条 災害時の一時的避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

第10条 甲は、施設の一時的避難施設としての利用を終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(一時的避難施設の周知)

第11条 乙は、一時的避難施設として利用できる施設の範囲をあらかじめ定めるものとする。

第12条 甲は、平常時においては本協定に基づく一時的避難施設の場所等は原則非公表とし、当該避難施設が開設された場合のみ、開設場所、開設期間、当該避難施設の範囲等について、市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第13条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、同一の内容をもって1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この覚書に疑義の生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

(附則)

- 1 この協定は、平成28年7月29日から適用する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年7月29日

甲 小平市長 小林 正 則

乙 嘉悦大学
学長 石 川 百 代

協定書 80 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的且つ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（物資の引取等）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に従い甲の指定する場所に、物資を搬送するものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を運搬する車両を優先車両として通行ができるよう配慮するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙に対し前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要した費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年2月1日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
東京都小平市長 小林 正 則

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹 羽 俊 雄

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

_____様

東京都小平市長

物 資 供 給 要 請 書

災害時における物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物 資 の 種 類	数量	搬送日時	搬 送 場 所	備 考

（小平市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

東京都小平市長 様

会社名

物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害時における物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物 資 の 種 類	数量	搬送日時	搬 送 場 所	備 考

（会社連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

協定書 81 災害時における入浴支援に関する協定書

災害時における入浴支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京建物リゾート株式会社（以下「乙」という。）とは、小平市内において地震、風水害、竜巻その他の災害が発生した場合における被災者等への入浴支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市内において災害が発生した際に、災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴することが困難になったと甲が認めた者、救援活動に従事する者等（以下「被災者等」という。）に対し、入浴の支援を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、小平市内に災害が発生し、被災者等の入浴を支援する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が所有する入浴施設における被災者等の入浴支援を要請するものとする。

2 甲は、前項の場合、乙の定めるご利用のご案内（別紙）に基づき被災者等を受け入れることを周知するとともに、利用する被災者等に順守することを求める。

3 乙は、前二項の要請があった場合は、乙の営業に支障のない範囲で協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条第1項の要請は、甲が乙に支援協力要請書（様式）を提出することにより行うものとする。ただし、支援協力要請書を提出するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに乙に対しこれを提出するものとする。

（入浴施設）

第4条 本協定において使用する入浴施設は、次の施設とする。

名称 スーパー銭湯おふろの王様花小金井店

所在 小平市花小金井南町三丁目9番10号

（経費負担等）

第5条 被災者等が前条の入浴施設を使用する際の使用料は甲の負担とし、入浴施設の管理に必要な経費は、原則として乙が負担する。

2 乙は、入浴支援が終了したときには、速やかにその旨を甲に報告し、使用料を甲に請求

するものとする。

- 3 甲は、前項に規定する乙からの請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、速やかにこれを支払うものとする。

(損害補償)

第6条 甲は、乙の業務に従事した従業員が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、同一の事故については、これらの額の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の発効後速やかに連絡責任者を各々定め、相手方に通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、双方別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年2月1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 正 則

東京都中央区八重洲一丁目9番9号

乙 東京建物リゾート株式会社

代表取締役 碓 氷 辰 男

様式（第 3 条関係）

年 月 日

支 援 協 力 要 請 書

殿

小平市長

災害時における入浴支援に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり入浴支援を要請します。

要請理由 (災害状況)			
入浴支援日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
支援人数	人		
その他			
担当者	担当課	氏名	電話・FAX 番号
	防災危機管理課		電話 FAX

ご利用のご案内

- ・泥酔・刺青・タトゥー(シールペイントを含む)・暴力団及びその関係者とみなされる方は施設へのご入館を固くお断りします。
- ・おむつをご使用の方のご利用はお断りします。
- ・小学生以下のお子様は、保護者の方がご同伴にてご利用ください。
- ・伝染・感染のおそれのある疾病をお持ちの方のご入館は一切お断りいたします。
- ・店内においての事故・盗難等については一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
- ・お履物は下足箱にお入れください。
- ・ロッカーの鍵はなくさないようご注意ください。
- ・万一紛失された場合は、補修実費をご負担いただきますので、予めご了承ください。
- ・シャワー・ボデイソーブは浴室内に設置しております。
- ・タオル類はご持参ください。(店内にて貸出、販売もしております。)
- ・施設内への飲食物の持ち込みは固くお断りします。
- ・ご入浴に際して……ご入浴前に必ずかけ湯をしてください。浴室内サウナ室への飲食物の持ち込みは固くお断りします。
- ・湯上がりの際は体をよく拭いて脱衣室にお入りください。
- ・お食事処……生ビール、おつまみ、麺類、お食事、デザートなどをご用意して皆様のご来店をお待ちしております。
- ・お車でおこしの方の飲酒は固くお断り致します。
- ・ボデイケア、あかすり等をご希望の方はボデイケア・あかすり各受付でご予約ください。
- ・岩盤温熱「王蒸房」をご希望の方は、岩盤温熱受付にお越しください。
- ・ヘアカットをご希望の方はヘアカトルーム「髪剪處」でご予約ください。

岩盤温熱

おふろの王様

協定書 82 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所
- (2) 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法
- (3) 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

- 2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。
- 3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。
- 4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

(応急給水栓の引渡し)

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

- 2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。
- 3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。
- 4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。
- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
- 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。
- 4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

- 2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇ロアダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓等を乙に引き渡した後は、当該開栓等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第18条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長

醍醐 勇司

東京都小平市小川町二丁目1333番地

乙 小平市

小平市長

小林 正則

協定書 83 災害時における動物救護に関する協定書

災害時における動物救護に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時（以下「災害時」という。）に甲が行う災害応急・復旧活動における動物救護に対する乙の協力及び平時における市民への防災啓発に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物の内、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年十月一日法律第百五号）第二十六条に基づく特定動物を除く、被災者が飼育する動物及び被災により逸走、放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (2) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (3) 避難所等における被災動物の適正飼養の指導に関すること
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急・復旧活動に関すること
- (5) 被災動物の隔離に関すること
- (6) 被災動物の一時預かりと飼い主への受け渡しに関すること
- (7) 被災動物の捜索及び捕獲に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所

(3) 活動を行う日時

(4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部小平市獣医師会と必要に応じ連携し、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する費用負担を求めないものとする。

(資材等の調達・搬送)

第8条 甲は、乙が実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、可能な範囲で必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19条）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(平時の啓発)

第10条 乙は、動物が適正に飼育され、飼い主とともに避難所で集団生活を営めるように、平時より疾病予防、しつけ、個体識別、飼育動物に関する防災対策等について市民への普及啓発に努める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合については、

甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市小川町一丁目2488番地の11
乙 特定非営利活動法人ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会
理 事 長 佐 々 木 邦 夫

協定書 84 災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定書

災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物、倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財並びに各種資源物（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去、収集、運搬、選別、保管、再利用及び再資源化ルートの確保（以下「災害廃棄物運搬等」という。）の協力に関し、小平市（以下「甲」という。）と東多摩再資源化事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により小平市内で大規模な災害が発生した場合に、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小平市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害廃棄物運搬等に係る協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害廃棄物運搬等の協力を依頼する場合は、乙に対して、次の事項を明らかにして文章にて協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日文章をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害廃棄物運搬等を実施するものとする。

（災害廃棄物運搬等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物運搬等を実施する。

- 2 甲は、乙の災害廃棄物運搬等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、災害廃棄物運搬等に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害廃棄物運搬等が終了したときは、速やかにその実施状況について文章により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害廃棄物運搬等に要した費用のうち、甲と締結している各種業務委託等において収集、運搬等すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害廃棄物運搬等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害廃棄物運搬等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害廃棄物運搬等が円滑に遂行できるよう、小平市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市
小 平 市 長 小 林 正 則

東京都東村山市久米川町1丁目16番18号

乙 東多摩再資源化事業協同組合
理 事 長 吉 浦 高 志

協定書 85 災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定書

災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会小平地区分会（以下「乙」という。）は、震災、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における妊産褥婦・乳幼児等の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う災害応急・復旧活動における妊産褥婦及び乳幼児のケアに対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時の災害応急・復旧活動において、妊産褥婦及び乳幼児に対してケアを実施する必要がある場合は、乙に対して乙の会員から構成される助産師会班の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに助産師会班を編成するとともに、避難所等又は災害時医療救護所等に派遣し、次条に規定する協力を行うものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 訪問要請のあった避難所等を巡回し、妊産褥婦及び乳幼児に対する心身両面のケアの支援を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、災害時医療救護所等における応急救護活動の支援を行うこと。

（費用の負担）

第4条 乙が実施する応急救護活動において使用した医薬品等の実費は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、第3条に規定する協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条の費用を請求するものとする。

(損害補償)

第6条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲と乙との間で平成24年12月6日に締結した「災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書」は、この協定をもって廃棄するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年6月1日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
代表者 小平市長 小 林 正 則

乙 東京都東村山市富士見町二丁目18番74号
公益社団法人東京都助産師会小平地区分会
代表者 会 長 宇 佐 美 貞 子

協定書 86 地域防犯・防災力向上に関する協定書

地域防犯・防災力向上に関する協定書

(目的)

第1条 小平市（以下「甲」という。）と株式会社みずほ銀行八坂支店（以下「乙」という。）は、地域防犯・地域防災力の向上及び大規模災害発生後における地域経済の迅速な回復に資する活動支援に関する協力等（以下「包括的な防犯・防災協力等」という。）を円滑に行うことを目的に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(協力事項)

第2条 本協定により、甲及び乙が協力する包括的な防犯・防災協力等の活動は、以下のとおりとし、その都度協議を行い実施するものとする。

- (1) 防犯及び防災に関する広報・啓発活動
- (2) 防犯パトロール等、市内の地域防犯力及び防災力向上に資する活動
- (3) 犯罪及び不審者並びに不審と思われる物品に関する情報を認知した場合の警察及び関係機関への通報
- (4) 子ども及び高齢者等で保護を要する人を発見した場合の警察又は関係機関への通報
- (5) 大規模災害発生後における被災者への相談対応等の支援活動

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、互いに前条の協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があったときは、可能な限り相互に協力するものとする。

(連絡窓口の設置)

第4条 本協定に基づく協力が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から1年間有効とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとする。

とし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月18日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長

小林 正 則

小平市小川東町二丁目12番2号

乙 株式会社みずほ銀行八坂支店

代表者 支店長

吉 田 修 司

協定書 87 災害時における応急活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項の規定により実施する応急措置としての障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペース提供等の応急活動（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により小平市内で大規模な災害が発生した場合に、小平市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、応急活動に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小平市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、応急活動の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急活動の協力を依頼する場合は、文書により乙に対して、次の事項を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

(1) 応急活動の場所

(2) 応急活動の内容

(3) 撤去物等が発生した場合の搬送先

(4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動に関し必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの応急活動の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

（応急活動の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により応急活動場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い協力するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて応急活動を実施するものとする。

2 乙は、応急活動が終了したときは、速やかにその活動状況について文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた資機材等に要した費用を負

担するものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定する応急活動に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、小平市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 4月 1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林 正 則

東京都小平市大沼町四丁目27番1号

乙 一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部

代表者 支部長 島 崎 康 正

協定書 88 災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時における物資の供給協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続き及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の納入又は引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として文書により乙にそれぞれ品目、数量、納入又は引渡し日時、納入又は引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信等により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力要請に対して、特別な理由がない限り、乙における在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ物資を輸送し納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難な場合は、乙の小平小川店において甲に引渡しするものとする。

2 甲は、乙から物資の納入又は引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙の納入又は引渡しした物資の費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用負担の額については、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、物資の納入又は引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに文書により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 4月 1日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小 林 正 則

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目44番1号

乙 株式会社マミーマート

代表者 代表取締役社長 岩 崎 裕 文

協定書 89 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙 1」という。）、立川市（以下「乙 2」という。）、武蔵野市（以下「乙 3」という。）、三鷹市（以下「乙 4」という。）、青梅市（以下「乙 5」という。）、昭島市（以下「乙 6」という。）、調布市（以下「乙 7」という。）、町田市（以下「乙 8」という。）、小金井市（以下「乙 9」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）、府中市（以下「乙 30」という。）（以下「乙 1」から「乙 30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成 29 年 3 月 31 日付けで甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第 2 条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

(支援要請)

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

(業務の内容)

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

- 2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

- 2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。
- 3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

- 2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

乙 3	東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号 武蔵野市長	松下 玲子
乙 4	東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市長	清原 慶子
乙 5	東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1 青梅市長	浜中 啓一
乙 6	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	臼井 伸介
乙 7	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友 貴樹
乙 8	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪 丈一
乙 9	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市長	西岡 真一郎
乙 10	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地 小平市長	小林 正則
乙 11	東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市長	大坪 冬彦
乙 12	東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3 東村山市長	渡部 尚
乙 13	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市長	井澤 邦夫
乙 14	東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1 国立市長	永見 理夫

乙 15	東京都福生市本町 5 番地 福生市長	加藤 育男
乙 16	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 狛江市長	松原 俊雄
乙 17	東京都東大和市中央三丁目 930 番地 東大和市長	尾崎 保夫
乙 18	東京都清瀬市中里五丁目 842 番地 清瀬市長	渋谷 金太郎
乙 19	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号 東久留米市長	並木 克巳
乙 20	東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 武蔵村山市長	藤野 勝
乙 21	東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1 多摩市下水道事業管理者	中村 元幸
乙 22	東京都稲城市東長沼 2111 番地 稲城市長	高橋 勝浩
乙 23	東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1 羽村市長	並木 心
乙 24	東京都あきる野市二宮 350 番地 あきる野市長	澤井 敏和
乙 25	東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号 西東京市長	丸山 浩一
乙 26	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地 瑞穂町長	杉浦 裕之

- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長 高野 律雄
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

協定書 90 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野会小平福祉園（以下「乙」という。）は、災害発生時において、支援を必要とする知的障がい者、視覚障がい者等であって、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙の管理する体育室とし、別添図面に示す範囲とする。

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行う。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙は可能な範囲内でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

なお、自身で福祉避難所へ避難できない場合で、甲の要請があった場合は、可能な範囲内で搬送に協力する。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

小平市花小金井八丁目1番10号
乙 社会福祉法人武蔵野会 小平福祉園
施設長 多々良 康子

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 91 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とアイファースト（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年後の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市美園町1丁目7番5号

小平ガーデニア506

乙 アイファースト

代表者 相 川 智 則

協定書 92 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とあかしあケアタクシー（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、

当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年度の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市学園西町1丁目14番8号202

乙 あかしあケアタクシー

代表者 熊 谷 智 彦

協定書 93 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とライフケアタクシーHANA（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、

当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年後の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市大沼町3丁目22番6号

乙 ライフケアタクシーHANA

代表者 杉 原 信 行

協定書 94 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と介護タクシーCOUSIN（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、

当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年後の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市鈴木町2丁目686番68号

乙 介護タクシーCOUSIN

代表者 計 良 大 夢

協定書 95 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と介護タクシーピープル（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、

当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年後の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市小川町1丁目801-123

乙 介護タクシーピープル

代表者 中 土 俊 朗

協定書 96 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と多摩トランスケア・サポート（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力する業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護所等にいる傷病者を災害拠点病院等へ搬送する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務

（医療救護所等及び災害時医療機関等）

第3条 前条第1号に規定する医療救護所等は別表1のとおりとし、災害拠点病院等は別表2のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、小平市地域防災計画に基づき傷病者等を搬送する必要がある場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。

（協力する業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 乙が行う協力業務は、医療救護所等の医師等の指示により行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲の負担とする。この場合において、

当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ乙へ支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年後の前日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第12条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年3月13日

小平市小川町2丁目1333番地

甲 小 平 市

代表者 小平市長 小 林 正 則

小平市回田町326番111

乙 多摩トランスケア・サポート

代表者 翠 秀 行

別表 1

	医療救護所等
1	多摩済生病院
2	一橋病院
3	緑成会病院
4	南台病院
5	やさか記念病院
6	国立精神・神経医療研究センター病院
7	小平中央リハビリテーション病院
8	500人以上の避難所で必要な場所
9	その他必要と認められる避難所等

別表 2

	災害拠点病院等
1	公立昭和病院
2	佐々総合病院
3	多摩北部医療センター
4	国立病院機構東京病院
5	東大和病院
6	国立病院機構災害医療センター
7	その他必要と認められる医療機関

協定書 97 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あいの樹（以下「乙」という。）は、災害発生時において、支援を必要とする重症心身障がい者等であって、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙の管理する特別養護老人ホーム Villa あい小平（小平市小川町一丁目3014番地7）の地域交流スペース、ボランティアスペース及び生活介護訓練作業室とし、別添図面に示す範囲とする。

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行う。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙は可能な範囲内でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

なお、自身で福祉避難所へ避難できない場合で、甲の要請があった場合は、可能な範囲内で搬送に協力する。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月26日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小 平 市 長 小 林 正 則

小平市小川西町五丁目22番12号
乙 社会福祉法人 あいの樹
理 事 長 福 田 美 恵

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 98 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人全国スモンの会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、支援を必要とする身体障がい者、視覚障がい者等であって、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とし、もって地域福祉の推進に寄与するものとする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙の管理する障害者支援施設 曙光園とし、別添図面に示す範囲とする。

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払の時期についてはこの限りではない。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行う。

(要配慮者の受け入れ等)

第7条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙は可能な範囲でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

なお、自身で福祉避難所へ避難できない場合で、甲の要請があった場合は、可能な範囲内で搬送に協力する。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月28日

甲 東京都小平市小川町2丁目1333番地
小 平 市
小 平 市 長 小 林 正 則

乙 東京都小平市小川町1丁目590番地
社会福祉法人 全国スモンの会
理 事 長 相 良 眞 紀 子

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 99 災害時における施設等の利用に関する協定

災害時における施設等の利用に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と西武信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時における一時的避難施設としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を一時的避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 前条における一時的避難施設とは、次のとおりとする。

- (1) 甲が地域防災計画において予め規定する施設だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合や、指定避難所への避難が災害状況等により困難となった場合の二次的な施設とする。
- (2) 一時的避難施設として利用可能な施設は、西武信用金庫小平人材支援センターの別添図面に示す範囲とする。
- (3) 指定避難所としての必要な要件を求めない。
- (4) 利用者は避難した市民及び災害対策に従事する職員等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、一時的避難施設として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

- 2 前項に規定する協力を要請する場合は、乙の施設等の状況を確認し、乙と協議の上、口頭または書面で要請する。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請を承認する場合は、口頭または書面で承認する。

- 2 乙は、前項の協力要請を承認する場合のこの協定に基づく施設の借上げ費用は無償とする。
- 3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

(施設利用期間)

第5条 施設の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により決定する。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるように配慮するものとする。

(返還)

第6条 甲は、施設の一時的避難施設としての利用を終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 前項の現状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 一時的避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に市民等が避難した際に発生した一時的避難施設の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(一時的避難施設の周知)

第9条 甲は、平常時においては本協定に基づく一時的避難施設の場所等は原則非公表とし、当該避難施設が開設された場合のみ、開設場所、開設期間、当該避難施設の範囲等について、市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月21日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 正 則

中野区中野二丁目29番10号
乙 西 武 信 用 金 庫
理 事 長 高 橋 一 朗

協定書 100 災害時における相互連携に関する基本協定

災害時における相互連携に関する基本協定

小平市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月11日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長

小林正則

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社支社長 鳥越千尋

協定書 101 避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書

避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書

震災時等に避難場所の運用を行う小平市（以下「甲」という。）と都立公園等の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園等における避難者（市民、在勤在学者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に避難場所となる甲の区域内の都立公園等において、甲が行う避難場所の運用等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園等）

第2条 本協定の対象となる都立公園等（以下「当該公園等」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に避難場所となる都立公園等において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運用等ができるよう、当該公園等の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運用等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 小平市小川町二丁目1333番地

小平市長 小林 正 則

(乙) 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 中 島 高 志

別 表

対象都立公園等

番 号	名 称	備 考
1	小金井公園	
2	小平霊園	

協定書 102 都立小金井公園における連携協力に関する確認書

都立小金井公園における連携協力に関する確認書

小平市（以下「甲」という。）と都立小金井公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局が令和２年１１月１３日付けで締結した「避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書」第４条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。なお、甲、乙が平成２８年７月１日付けで締結した「災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定書」は、本確認書の締結日をもって終了するものとする。

（目的）

第１条 この確認書は、都立小金井公園における震災時等の避難場所の円滑な運用等を図るため、乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定める。

（初動対応に係る連携協力）

第２条 乙は、発災時の初動対応に必要な態勢をあらかじめ構築し、発災後は、迅速に園内点検と応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮者を含む。）及び避難場所の状況（被害状況、食糧及び給水状況など）等を甲の指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲による避難場所の状況把握等に協力する。

２ 乙は、甲による避難者の安全保持や必要な物資等の提供などの対応を連携して行えるよう、必要な準備を整える。

（避難場所に係る連携協力）

第３条 乙は、発災時に、甲の要請に基づき、甲と連携して、可能な範囲で以下の避難者対応等の協力を行う。

（１）避難者の支援

ア 災害情報・避難所情報等の提供

イ けが人、急病人などの応急救護等

ウ 災害時要配慮者の支援

（２）公園内の防災関連施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（３）公園内への食糧や防災資材等の運搬が必要となった場合の協力

２ 事態が急迫し、甲が東京都災害対策本部又は乙に対して、応援を要請する時間がない場合は、乙が可能な範囲で前項に係る支援を行い、事後、所定の手続きを行うよう、甲に求めるものとする。

- 3 乙は、発災時の「大規模救出救助活動拠点」について、甲と連携協力し、可能な範囲で活動拠点としての機能を確保するよう支援を行う。
- 4 公園内で災害時臨時離着陸場などの使用がなされる場合には、避難者の安全保持に相互に協力する。

(平常時からの連携協力)

第4条 乙は、甲が発災時に避難場所としての円滑な運用等が行えるよう、平常時から以下の協力を行う。

- (1) 発災時の公園内の防災関連施設の運用に関する協議を行う。
- (2) 発災時における甲との連絡等のため、甲の指定する連絡手段などによる定期的な訓練を実施する。
- (3) 乙は、甲が行う地域住民等への防災意識の普及啓発に協力するとともに、公園の近隣住民等との下記の連携及び協力の推進に努める。
 - ア 避難場所及び大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災関連施設等の住民等への周知
 - イ 地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施
 - ウ 避難場所における住民による自助及び共助推進の普及
 - エ 近隣住民等による避難場所運用協力の依頼

(協議)

第5条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第6条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙の指定管理期間の終了する日までとする。

- 2 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこの確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とは本確認書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則

(乙) 東京都新宿区歌舞伎町二丁目4番1号
都立小金井公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 佐藤 伸朗

協定書 103 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙 1 から乙 30 まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第 2 条第 1 号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第 2 条第 2 項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第 3 条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第 4 条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

- 2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

(支援要請)

- 第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。
- 2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

(委託契約の締結)

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

(費用負担)

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

(労災及び損害補償など)

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 3 3 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 1 9 日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都公営企業管理者 下水道局長	和賀井 克夫
乙 1	東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市長	石森 孝志
乙 2	東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市長	清水 庄平
乙 3	東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号 武蔵野市長	松下 玲子
乙 4	東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市長	河村 孝
乙 5	東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1 青梅市長	浜中 啓一
乙 6	東京都府中市宮西町二丁目 24 番地 府中市長	高野 律雄
乙 7	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	臼井 伸介
乙 8	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友 貴樹

乙 9	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪 丈一
乙 1 0	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市長	西岡 真一郎
乙 1 1	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地 小平市長	小林 正則
乙 1 2	東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市長	大坪 冬彦
乙 1 3	東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3 東村山市長	渡部 尚
乙 1 4	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市長	井澤 邦夫
乙 1 5	東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1 国立市長	永見 理夫
乙 1 6	東京都福生市本町 5 番地 福生市長	加藤 育男
乙 1 7	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 狛江市長	松原 俊雄
乙 1 8	東京都東大和市中央三丁目 930 番地 東大和市長	尾崎 保夫
乙 1 9	東京都清瀬市中里五丁目 842 番地 清瀬市長	渋谷 金太郎
乙 2 0	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号 東久留米市長	並木 克巳

- 乙 2 1 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
 武蔵村山市長職務代理人
 武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙 2 2 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
 多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙 2 3 東京都稲城市東長沼 2111 番地
 稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 2 4 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
 羽村市長 並木 心
- 乙 2 5 東京都あきる野市二宮 350 番地
 あきる野市長 村木 英幸
- 乙 2 6 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
 西東京市長 池澤 隆史
- 乙 2 7 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
 瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 2 8 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
 日の出町長職務代理人
 日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙 2 9 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
 檜原村長 坂本 義次
- 乙 3 0 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
 奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
 公益財団法人 東京都都市づくり公社
 理事長 長谷川 明

丁 東京都荒川区西日暮里5丁目26番8号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

協定書 104 災害時における給電車両貸与に関する協定

災害時における給電車両貸与に関する協定

小平市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

(使用用途)

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

(引渡し)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該

過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月7日

甲 小平市小川町2-1333

小 平 市

小 平 市 長 小 林 洋 子

乙 港区芝浦四丁目 8 番 3 号

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役 片 山 守

第1号様式（第2条関係）

給電車両貸与要請書

年 月 日

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長 様

小平市長

印

災害時における給電車両貸与に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請します。

記

1 貸与希望日時

年 月 日 時 分から

2 要請台数

台

3 貸与希望場所

施設名	住所	担当者（運転車）	電話番号

4 その他

貸与車両を運転する小平市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

5 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

--

第2号様式（第12条関係）

協定事務担当者名簿

年 月 日現在

【小平市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先（任意）

	第1連絡先	第2連絡先
役職及び氏名		
電話番号		
FAX番号		

【トヨタモビリティ東京株式会社】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
FAX番号		

協定書 105 災害時における施設等の利用に関する協定

災害時における施設等の利用に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と学校法人白梅学園（以下「乙」という。）は、災害時における一時的避難施設としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を一時的避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 前条における一時的避難施設とは、次のとおりとする。

- (1) 甲が地域防災計画において予め規定する施設だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合や、指定避難所への避難が災害状況等により困難となった場合の二次的な施設とする。
- (2) 一時的避難施設として利用可能な施設は、乙の示す別添図面に示す範囲とする。
- (3) 指定避難所としての必要な要件を求めない。
- (4) 利用者は避難した市民及び災害対策に従事する職員等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、一時的避難施設として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

- 2 前項に規定する協力を要請する場合は、乙の施設等の状況を確認し、乙と協議の上、口頭または書面で要請する。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請を承認する場合は、口頭または書面で承認する。

- 2 乙は、前項の協力要請を承認する場合のこの協定に基づく施設の借上げ費用は無償とする。
- 3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

(施設利用期間)

第5条 施設の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により決定する。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるように配慮するものとする。

(返還)

第6条 甲は、施設の一時的避難施設としての利用を終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 前項の現状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 一時的避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に市民等が避難した際に発生した一時的避難施設の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(一時的避難施設の周知)

第9条 甲は、平常時においては本協定に基づく一時的避難施設の場所等は原則非公表とし、当該避難施設が開設された場合のみ、開設場所、開設期間、当該避難施設の範囲等について、市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月16日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小平市長 小 林 洋 子

小平市小川町一丁目830番地
乙 学 校 法 人 白 梅 学 園
理 事 長 井 原 徹

協定書 106 災害時における放送に関する協定

災害時における放送に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と株式会社クルメディア（以下「乙」という。）とは、小平市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第228号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

(災害放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

(災害に関する広報)

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が、災害放送及び災害に関する各種情報の放送に要した費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年8月10日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小 平 市

小 平 市 長 小 林 洋 子

東久留米市東本町 1 番 5 号
乙 株式会社クルメディア
代表取締役 高 橋 靖

様式第 1 号（第 4 条関係）

要請書

年 月 日

株式会社クルメディア

代表取締役 様

小平市長

印

災害時における放送に関する協定書第 4 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 放送要請の理由

2 放送事項

3 その他

協定書 107 災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定

災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定

小平市(以下「甲」という。)と小平市九防会(以下「乙」という。)とは、小平市内での地震、風水害、火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき(以下これらを「災害時」という。)において、甲が行う消防救助活動及び応急対策業務等への支援について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小平市内において、災害時に甲が行う消防救助活動及び応急対策に対し、乙が支援する活動(以下、「災害活動」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 災害活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 消防活動
- (2) 救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 道路啓開
- (5) 避難所運営
- (6) 物資搬送
- (7) その他必要な活動

(連絡態勢)

第3条 甲と乙は、支援要請等の連絡方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(支援要請)

第4条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、電話又は無線等の通信手段により、乙に支援要請を行うものとし、後日、速やかに支援要請書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合において、やむを得ず前項の規定による甲の要請を待たずに第2条に規定する災害活動を実施したときは、速やかに甲に報告し、甲は、それを必要と認める場合は前項に規定する支援要請を行うものとする。

(災害活動の実施)

第5条 乙は、前条に規定する支援要請を受けたときは、特別な事情がない限り、要請に基づき災害活動を実施するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する災害活動に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、活動又は費用の内容によっては別途甲乙協議の上、決定するものとする。

(活動報告及び請求)

第7条 乙は、第2条に規定する災害活動が終了したときは、速やかに災害活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとし、あわせてその活動に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求に基づき、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 災害活動の実施に伴い損害が生じたときは、甲がその賠償の責を負うものとする。ただし、乙が甲から要請された災害活動の範囲を超えた活動により発生した損害については、この限りでない。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、第2条に規定する災害活動に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の例により、これを補償するものとする。

(訓練等)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平常時において訓練及び研修に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月9日

甲 小平市
小平市長 小林 洋子

乙 小平市九防会
会長 井上 誠一

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

小平市九防会
会長 殿

小平市長

支援要請書

このことについて、災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定書第 3 条に基づき下記のとおり支援を要請します。

記

活動内容	
日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
場 所	
その他	

第 2 号様式(第 7 条関係)

災害活動報告書

このことについて、災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定書第 7 条に基づき下記のとおり報告いたします。

記

活動内容	
日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
場 所	
その他	

年 月 日

小平市長 殿

小平市九防会
会長

協定書 108 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 協力の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長であ

る区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるとき

は、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

小池 百合子

都内23区特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

山崎 孝明

都内26市（別表のとおり）」

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

石坂 丈一

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

杉浦 裕之

(別表)

都内 2 3 特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、 渋谷区 中野区 杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内 2 6 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市 東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内 1 3 町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

協定書 109 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に規定する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めるとともに、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 市内全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 市内全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID 等 ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、別途定める物資供給報告書を甲に提出するものとする。

4 第1項の規定による地図製品等の供給に係る代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙が別に定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については無償とする。

2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の庁舎内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。

3 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管及び管理の状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興に係る資料として、乙から供給され、又は貸与された地図製品等について、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは速やかに乙に報告するものとし、当該住宅地図の利用を終了したときは速やかに従前の保管場所にて保管し、及び管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時においても、防災業務を目的とした場合に限り、甲の防災業務を統括する部署内等において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、広域図を複製利用する場合は別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は別紙「ZNET TOWN 利用約款」に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈等について疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年8月1日

甲) 小平市小川町 2-1333
小平市長 小林 洋子

乙) 東京都千代田区西神田 1-1-1
株式会社ゼンリン
東京第一支社 支社長 菅生 浩典

【別紙】

Z N E T T O W N利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) I D等 本サービスを利用するための認証I D及びパスワードをいいます。
- (2) アクセス権者 対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、I D等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 対象機器 甲の庁内L A Nに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 本サービス 乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 本システム 本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWW Wサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 本データ 本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコンその他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加及び削除を行うことができるものとします。

- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、次の各号に掲げる権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、及び管理するものとし、第三者に使用させ、又は利用させないこと。
- (3) 乙が指定する利用環境を確保し、及び維持すること。
- (4) 第1号のために、アクセス権者の認証に当たり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも、有償無償を問わず、譲渡、使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するに当たり、次に掲げる事項を遵守すること。ただし、事前に乙の許諾を得た場合は、この限りでない。
 - ア 印刷地図を前条第3号所定の目的以外の目的で使用し、又は利用しないこと。
 - イ 乙が指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ウ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用し、及び利用しないこと。
 - エ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - オ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成することとし、乙が要請した場合には、これを閲覧させ、又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害性等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は、乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

以 上

(株)ゼンリン 殿

令和 年 月 日

小平市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、
下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

小平市長 殿

令和 年 月 日

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

<物資納入者> _____
<物資受領者> _____

協定書 110 災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の物資を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に規定する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときに備え、必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の要請）

第2条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で物資の供給をするものとする。

2 甲は、物資の供給を求めるときは、物資供給要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、物資を供給するとき、物資供給報告書兼請求書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（物資の供給の範囲）

第3条 甲が乙に物資の供給を求める範囲は、別表の品目を基準とし、乙が現に保有し、又は調達可能なものとする。

（物資の引取等）

第4条 乙は、第2条による要請により甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

2 物資の引取場所及び日時は、甲乙で協議の上決定するものとする。

3 甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認の上、引き取るものとする。

（物資の供給に係る代金及び費用の負担）

第5条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に係る費用について、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙が協議の上、速やかに決定す

る。

(費用の支払)

第6条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲又は乙のいずれから書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和4年8月15日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田 直太郎

別表（第3条関係）

供給物資

種 類	物 資 名
作業関係	作業シート、標識テープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、下げ振り、コンベックス、クラックスケール、ガムテープ、ハンマー（打診棒）、ボールペン、マジック、バインダー
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、ヘッドライト、カセットコンロ、カセットボンベ、発電機、
トイレ関係	救急ミニトイレ

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

コーナン商事株式会社
代表取締役 様

小平市長

物 資 供 給 要 請 書

災害時における物資の供給等に関する協定第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり
要請します。

記

1 要 請 日 年 月 日

2 要請物資

種 類	物 資 名	数 量	備 考

3 引 取 先 小平市

4 担当者名 小平市 部 課 担当
電話

第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

小平市長

コーナン商事株式会社

物資供給報告書兼請求書

災害時における物資の供給等に関する協定第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 供給日 年 月 日

2 供給物資

種 類	物 資 名	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					
消 費 税					
請求金額					

協定書 111 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とS&D多摩ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とトヨタS&D西東京株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両（電動車両からの外部給電に必要な機器及び電動車両の充電に必要な設備を含む。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）
- (2) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (3) ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙を介して丙の所有する外部給電可能な車両を乙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、丙が保有する外部給電可能な車両を甲に貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙又は丙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙又は丙が車両を運搬することができない場合は、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、当該電動車両等の引渡しの日から起算して1週間を経過する日までとする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙を介して甲に貸与した丙が保有する外部給電可能な車両の返却の時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用（電気代、燃料代その他消耗品に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙からこの協定に基づく費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次の各号に定めるところによる。

(1) 事故により、第三者に与えた物的損害又は人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱い、次条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第11条 丙は乙を介した外部給電可能な車両の貸与にあたり、丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際にかかる費用については、乙の負担とする。ただし、次に掲げる場合は、甲の負担とする。

(1) 免責事項に該当する場合

(2) 甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(使用上の留意事項)

第13条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両の使用に際し、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用すること。

(2) 原則として、小平市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第15条第3項の規定により、乙に速やかに報告すること。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第3号）により報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第15条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第16条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力による免責)

第17条 激甚な天変地異、戦争、内乱、暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、甲、乙及び丙は責任を負わないものとする。

(普及・周知活動)

第18条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の有用性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年9月16日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長

小 林 洋 子

東京都立川市緑町 3 番地 1 グリーンスプリングス E 1－6 階
乙 S & D 多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

東京都福生市志茂 2 1 5 番地
丙 トヨタ S & D 西東京株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

S & D 多摩ホールディングス株式会社

小平市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」
第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁 舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	
Eメールアドレス	

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

小平市長

様

S & D多摩ホールディングス株式会社

車両を提供しましたので、「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		
Eメールアドレス		

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

	第2連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

	第3連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

※電話番号については、緊急時においても使用できるものとする。

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

協定書 112 災害時における要配慮者への支援に関する協定書

災害時における要配慮者への支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と一般社団法人つなぎ（以下「乙」という。）とは、災害時における、障害福祉サービス及び介護保険サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用者並びに避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）における要配慮者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、乙が提供する障害福祉サービス等の利用者の安否の確認及び避難所等における要配慮者への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の配慮を要する者をいう。

（利用者の安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生した場合は、乙が提供する障害福祉サービス等の利用者（以下この条において「利用者」という。）の安否を確認するものとし、安否の確認ができない利用者がいるときは、継続して確認を行うものとする。

- 2 前項により実施した安否確認の結果を踏まえ、必要に応じて、利用者に障害福祉サービス等を継続して提供するものとする。
- 3 安否確認により得られた情報は、乙が管理するものとする。
- 4 乙は、災害の状況に応じて、利用者を避難所等の安全な場所へ避難誘導するものとする。
- 5 乙は、安否確認の結果及び避難誘導その他従事した内容を甲に報告するものとする。

（要配慮者への支援）

第4条 甲は、要配慮者への支援のため、必要に応じて、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があった場合は、可能な限り応じるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、避難所等に避難した要配慮者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。
- (1) 相談、日常生活上の支援
 - (2) 障害福祉サービス等の提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

(要請方法)

第5条 甲は、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請する場合は、内容を明示した文書により通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により通知するものとする。

(事業者一覧)

第6条 乙は、市内で、障害福祉サービス等の提供等を行う事業所の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が第4条第3項に規定する避難所等での支援に要した費用について負担する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）が適用されるサービスの範囲を除く。

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第10条 乙は、本協定に基づく業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、本協定書に規定する業務の遂行により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年11月28日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都小平市小川町一丁目1063番地

乙 一般社団法人つなぎ

代表理事 堀 芳彰

協定書 113 災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定

災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京西東京局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員、車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小平市域内に地震、津波、風水害、大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請を行う場合又は乙からの協力の申出を受ける場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合又は特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りでない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

(服務)

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取扱いは、乙の定めによるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(車両保険の取扱い)

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先、担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 乙は、甲に対し、別に定める「協力体制連絡表」により、協力可能な業務の内容、人員体制、車両の数量等について報告するものとし、内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲が行う防災訓練等への参加
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月23日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都東久留米市前沢三丁目10番18号

乙 株式会社ジェイコム東京 西東京局

局長 中山 純也

年 月 日

協力要請書

株式会社ジェイコム東京 西東京局

局長 様

小平市長

「災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 日 時	年 月 日 時 分
要 請 内 容	
協力要請数 (人的・物的)	
要 請 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

【連絡担当者】

所 属：小平市防災危機管理課 担 当：

電話番号： FAX番号：

メールアドレス：

年 月 日

協力実施報告書

小平市長 様

株式会社ジェイコム東京 西東京局
局長

年 月 日付で要請のありました協力事項を実施しましたので、「災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定」第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

協力実施日時	年 月 日 時 分
協 力 内 容	
協力実施数 (人的・物的)	
協 力 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

【連絡担当者】

所 属：株式会社ジェイコム東京 西東京局

担 当：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

協力体制連絡表

協力可能な業務の内容、人員体制、車両の数量等については、下表のとおりです。

(年 月 日時点)

大分類	中分類	主な内容
人的支援	乙の社員	
物的支援	乙の社員が運転する物資運搬用車両	
	備蓄物資	

協定書 114 災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定書

災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小金井ゴルフ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における広域避難場所としての施設利用に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の所有する小金井カントリー倶楽部の施設（倶楽部ハウス、キャディー棟、コース管理棟、ポンプ棟、売店を除く、以下同様）を、災害時における広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。なお、駐車場については、原則として、車両の避難、駐車を目的としては利用することができないものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（国民保護法に基づく避難施設としての指定）

第3条 甲と乙は、乙の施設について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律148条に基づく東京都知事からの避難施設としての指定に乙が同意していることを確認する。

（給水の協力）

第4条 乙は、乙が管理する施設における避難者に対する給水について協力する。ただし、水道栓については、乙が指定する水道栓を利用するものとする。

（簡易トイレの設置）

第5条 甲は、災害時において必要となった場合、簡易トイレを乙の指定する場所に設置することができる。

（費用負担）

第6条 甲は、避難場所として利用する場合の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(利用の期間)

第7条 甲は、災害の発生に伴う市街地火災から市民等の安全が確認され次第、直ちに避難者に対し避難収容施設への誘導を指示し、指示後、直ちに誘導を終了するものとする。

(広域避難場所の終了)

第8条 甲は、乙の管理する施設を広域避難場所として使用を終了する際は、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに、甲又は乙において、甲の費用負担によりその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。なお、原状回復に専門性が要求される場合には、乙の指示により原状回復を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和5年1月13日から同年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降この例による。

甲と乙との間で平成20年4月25日に締結した「災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定書」は、この本協定をもって失効する。

この協定の取り交わしを証するため、正本2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保持する。

令和5年1月13日

甲
小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙
小平市御幸町331番地
小金井ゴルフ株式会社
代表取締役 草刈 隆郎

協定書 115 災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定書

災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が小平市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、小平市（以下「甲」という。）と株式会社小平市学校給食サービス（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料品の調達、調理、配送及び配食等（以下「調理・配送等業務」という。）の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動及び要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小平市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が調理・配送等業務を必要と認めた場合は、甲は乙に対し、調理・配送等業務についての協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、対応可能な人材が確保される範囲において、調理・配送等業務に関する協力を努めるものとする。

(要請手続)

第4条 前項に規定する要請は、調理・配送等業務要請書（第1号様式）により、行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法により協力要請することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後に前項の要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、調理・配送等業務に協力するものとする。

(調理・配送等業務内容)

第5条 乙が協力する調理・配送等業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 甲と協議し、調達可能な食材を調達すること。
- (2) 甲又は乙が調達した食材を調理すること。
- (3) 災害用調理釜による調理方法について甲に指導すること。
- (4) 乙が配送業務に使用する車両により、食材類又は他の物資等を配送すること。

(5) 乙が配送業務に使用する車両を、甲の要請に基づき、貸与すること。

(完了報告)

第6条 乙は、調理・配送等業務を完了したときは、調理・配送等業務完了報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(費用負担等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が第5条の規定による協力をするために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙の通常業務と同種の調理・配送等業務の協力を要する経費は無償とする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに当該経費を乙に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、調理・配送等業務に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者等)

第9条 調理・配送等業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定め相手方に報告するものとする。

2 協定の有効期間の途中において前項で定めた内容の変更が生じた場合は、速やかに当該変更内容について相手先に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和19年7月31日までとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 東京都小平市小川町2 - 1 3 3 3

小平市長 小林 洋子

乙 東京都小平市小川町一丁目4 6 2番地の3

株式会社小平市学校給食サービス

代表取締役 山本 徳憲

第1号様式

第 号
年 月 日

株式会社小平市学校給食サービス
代表取締役 殿

小平市長

災害時等調理・配送等業務要請書

災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定書第4条の規定により、
下記のとおり協力を要請します。

記

(1) 災 害 名	
(2) 協 力 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
(3) 協 力 内 容	
(4) 食 事 提 供 先	
(5) 配 送 の 有 無	有 ・ 無
(6) そ の 他 必 要 な 事 項	
(7) 担 当 者 等	① 所 属 ② 職氏名 ③ 電 話

第 2 号様式

年 月 日

(宛先) 小平市長 殿

株式会社小平市学校給食サービス
代表取締役

災害時等調理・配送等業務完了報告書

年 月 日付け 第 号により要請のありました件について、下記のとおり完了しましたので、災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定書第 6 条の規定により、報告します。

記

完 了 年月日	協 力 内 容	食 事 提 供 先	配送の有無
			有 ・ 無

協定書 116 災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書

災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時（小平市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における一時滞在施設の開設運営に関し、小平市（以下「甲」という。）と公益財団法人小平市文化振興財団（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に乙が運営する小平市民文化会館において、帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設し、運営するために必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 帰宅困難者を収容する一時滞在施設の設置及び運営
- (2) 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- (3) 施設周辺の被害情報や鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者への情報提供
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める応急業務

（利用想定施設）

第 3 条 一時滞在施設として提供する施設は次の表のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
小平市民文化会館	小平市美園町一丁目 8 番 5 号	会議室（73 m ² ）	20 人

（開設・運営の基準）

第 4 条 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として、発災後 3 日間の運営を基本とする。ただし、帰宅困難者の帰宅状況によっては、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（開設の手順）

第 5 条 災害が発生した場合には、乙は乙が管理する施設の被害状況、施設周辺の被害状況、帰宅困難者の発生状況等について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙からの報告等に基づき、一時滞在施設の開設を決定した場合には、書面により乙に対し開設要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行

い、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、一時滞在施設の開設、運営に当たり人員が不足する場合には、速やかに甲に連絡するものとし、協力要請があった場合には、甲は職員を派遣するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が実施した一時滞在施設の開設運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

（個人情報等の保護）

第8条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設運営に当たり業務上知り得た個人情報等を含む機密情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害補償）

第9条 甲は、第2条に規定する協力の内容に従事した乙の職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（訓練の実施）

第10条 乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練を年1回以上実施する。

（協議）

第11条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期限）

第12条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がない場合には、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲及び乙の代表者は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和5年4月1日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 東京都小平市美園町一丁目8番5号
公益財団法人小平市文化振興財団
代表理事 教山 裕一郎

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 117 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

小平市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、令和2年8月11日付けで締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

- 第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急
に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。
- 2 相互協力にあたっては各所管法令等の定めに従って対応するものとする。ただし、停電
の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場
合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

- 第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と
判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。
- 2 前項の規定によるほか、相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議
の上必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

- 第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障
となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

- 第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は
甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原
則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するもの
とする。
- (1) 要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
 - (2) 場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
 - (3) 作業内容
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 要請者連絡先

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続を行う。

(道路区域における作業の実施)

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

- 2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
- 3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上実施するものとする。

(費用負担)

第7条 前2条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

- 2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第9条 関係機関への周知、第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月15日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

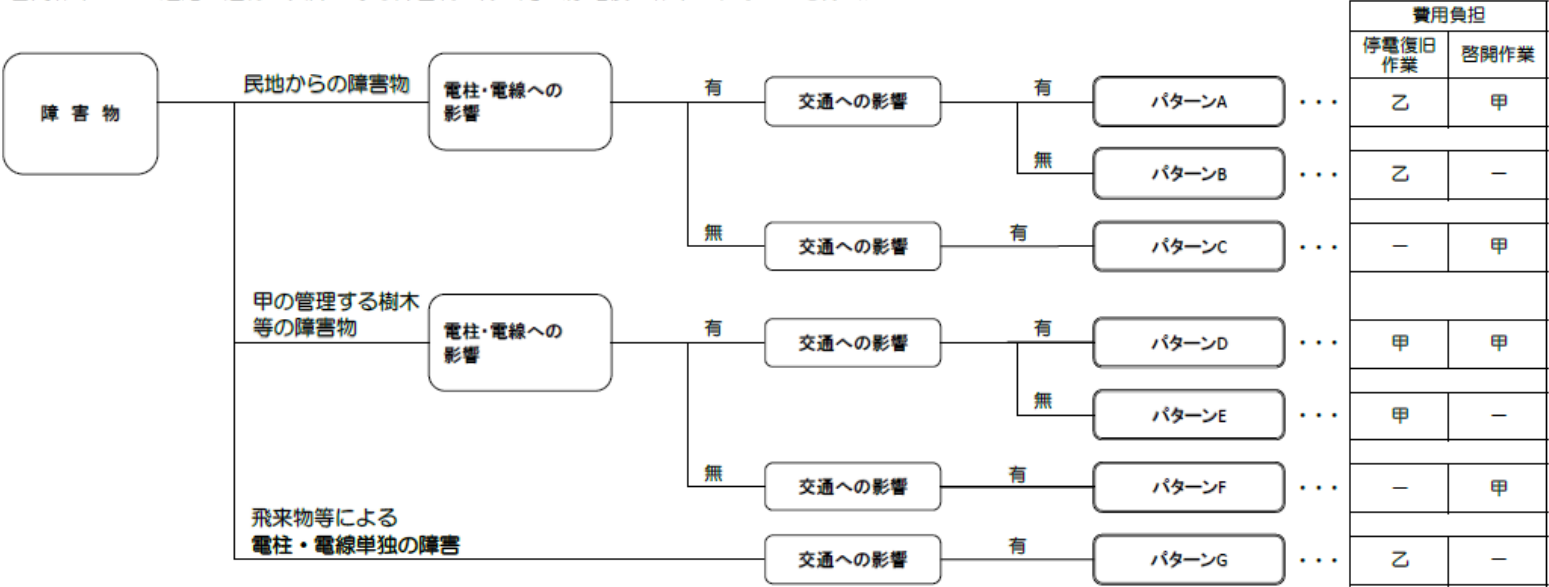
東京都武蔵野市西久保1-6-24

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社長 上田 晋也

別添 災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担

停電復旧作業：停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置、道路啓開に必要な電線等の除去等
啓開作業：道路の通行に支障となる障害物の除去等（停電復旧作業によるものを除く）



【停電復旧作業、啓開作業について】

- パターンA・Dについて、電柱・電線等の電力設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響があるとして分類する。
- パターンB・Eについて、軽量の飛来物のみが電線に掛かっている状態の場合は、交通への影響なしとして分類する。
- パターンA・Dの作業；電柱・電線等に接触している障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置については、乙による停電復旧作業とする。
それ以外の啓開作業については、甲が行う。

【費用負担について】

- 原則、停電復旧作業に要する費用は乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。
- パターンD、Eの停電復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である甲の負担とする。
- パターンGの停電復旧作業に要する費用は、復旧設備所有者である乙の負担とする。

協定書 118 災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小平市内において、地震により被災した建物がその後の余震などによる二次災害を未然に防止するため実施する応急危険度判定及び地震や風水害等により被災した住宅の応急修理等の業務を円滑に進め、早期の再建へつなげることを目的とする。

（支援活動）

第2条 災害時において支援が必要であると認められるときは、甲の要請に基づき、乙は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応急危険度判定士の派遣に関すること。
- (2) 被災建築物の建築相談に関すること。
- (3) 技術者の派遣に関すること。
- (4) 資機材の提供に関すること。
- (5) 無人航空機を活用した災害時の調査・協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害時における支援に関すること。

（支援活動の要請）

第3条 甲が乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が支援活動に要した費用は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前の国及び東京都が定める積算基準並びに実勢価格等を参考とし甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(情報交換)

第7条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲乙は、本協定に基づき知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙いずれかが書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 甲乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈等について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年5月24日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
小平市長 小林 洋子

小平市学園西町三丁目28番21号
乙 小平市建設業協会
会長 加藤 光喜

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

小平市建設業協会 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書第 3 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動を行う日 年 月 日 から 年 月 日まで

2 支援活動を行う場所 小平市

3 支援活動を行う内容及び従事者数

支援内容	要請人数（人）・資機材	備 考
応急危険度判定士の派遣		
被災建築物の建築相談		
技術者の派遣		
資機材の提供		
無人航空機を活用した 災害時の調査・協力		
その他（ ）		

4 留意事項等

5 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

小平市長

小平市建設業協会

支援活動報告書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 支援活動日 年 月 日 から 年 月 日まで

2 支援活動場所 小平市

3 支援活動内容

支援内容	従事者数（人）・資機材	備 考
応急危険度判定士の派遣		
被災建築物の建築相談		
技術者の派遣		
資機材の提供		
無人航空機を活用した 災害時の調査・協力		
その他（ ）		

4 担当者氏名

連 絡 先

協定書 119 災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小平市内において、地震により被災した建物がその後の余震などによる二次災害を未然に防止するため実施する応急危険度判定及び地震や風水害等により被災した住宅の応急修理等の業務を円滑に進め、早期の再建へつなげることを目的とする。

（支援活動）

第2条 災害時において支援が必要であると認められるときは、甲の要請に基づき、乙は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応急危険度判定士の派遣に関すること。
- (2) 被災建築物の建築相談に関すること。
- (3) 技術者の派遣に関すること。
- (4) 資機材の提供に関すること。
- (5) 無人航空機を活用した災害時の調査・協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害時における支援に関すること。

（支援活動の要請）

第3条 甲が乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が支援活動に要した費用は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前の国及び東京都が定める積算基準並びに実勢価格等を参考とし甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(情報交換)

第7条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲乙は、本協定に基づき知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示または漏えいしてはならない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙いずれかが書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 甲乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈等について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年5月24日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小平市
小平市長 小林 洋子

小平市大沼町七丁目11番3号
乙 一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部
支部長 石橋 勉

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、
下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 支援活動を行う日 年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 支援活動を行う場所 小平市
- 3 支援活動を行う内容及び従事者数

支援内容	要請人数（人）・資機材	備 考
応急危険度判定士の派遣		
被災建築物の建築相談		
技術者の派遣		
資機材の提供		
無人航空機を活用した 災害時の調査・協力		
その他（ ）		

4 留意事項等

- 5 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

小平市長

一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部

支援活動報告書

災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 支援活動日 年 月 日 から 年 月 日まで

2 支援活動場所 小平市

3 支援活動内容

支援内容	従事者数（人）・資機材	備 考
応急危険度判定士の派遣		
被災建築物の建築相談		
技術者の派遣		
資機材の提供		
無人航空機を活用した 災害時の調査・協力		
その他（ ）		

4 担当者氏名

連 絡 先

協定書 120 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とトーショー交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第10条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示

がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年5月24日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東久留米市柳窪一丁目9番地

乙 トーショー交通株式会社

代表取締役社長 金澤 章年

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

トーショー交通株式会社 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第2条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 甲が応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) その他、甲が必要とする輸送 ()

3 その他留意事項等

- 4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
- 氏 名
- 連 絡 先

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

小平市長

トーショー交通株式会社

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内 容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降 車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名

連 絡 先

協定書 121 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と三和交通多摩株式会社小平営業所（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第10条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示

がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年5月24日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

小平市花小金井南町二丁目7番18号

乙 三和交通多摩株式会社小平営業所

取締役営業所長 木下 繁

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

三和交通多摩株式会社小平営業所 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第2条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 甲が応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) その他、甲が必要とする輸送 ()

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

小平市長

三和交通多摩株式会社小平営業所

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名
連絡先

協定書 122 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と美玉交通有限会社（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第10条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示

がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年5月30日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

小平市大沼町一丁目25番20号

乙 美玉交通有限会社

代表取締役 眞鍋 禅

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

美玉交通有限会社 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 甲が応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) その他、甲が必要とする輸送 ()

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

小平市長

美玉交通有限会社

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名
連絡先

協定書 123 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小平交通有限会社（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第10条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示

がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年5月30日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

小平市小川町一丁目312番地

乙 小平交通有限会社

代表取締役 粕谷 公彦

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

小平交通有限会社 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第2条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 甲が応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) その他、甲が必要とする輸送 ()

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連絡先

小平市長

小平交通有限会社

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名
連 絡 先

協定書 124 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と三幸交通株式会社国分寺営業所（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第10条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示

がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年5月30日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

小平市上水本町六丁目4番3号

乙 三幸交通株式会社国分寺営業所

代表取締役 町田 栄一郎

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

三幸交通株式会社国分寺営業所長 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第 2 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 甲が応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) その他、甲が必要とする輸送 ()

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

小平市長

三幸交通株式会社国分寺営業所長

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 (協定第2条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名
連絡先

協定書 125 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人つくしんぼ共同保育会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、支援を必要とする重症心身障がい児等であって、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙が管理する児童発達支援事業所 Olive（東京都小平市小川町一丁目365番地18）の多目的スペース、指導訓練室、静養室、訓練室、重症心身障がい児室、相談室及び職員休憩室とし、別添図面に示す範囲とする。

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用で、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、オムツ代等、乙が直接支払ったものに要した費用

- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があった場合は、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、支払の時期についてはこの限りでない。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断した場合は、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

（要配慮者の受入れ）

第7条 甲は避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介するものとし、乙は可能な範囲内でこれを受け入れるものとする。ただし、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項に基づき、乙の施設に受け入れる被災者等を特定している場合は、この限りでない。

（要配慮者の搬送）

第8条 要配慮者の福祉避難所への避難にあつては、可能な限り家族等の協力を得て避難することを原則とするが、家族等による搬送が困難な場合であつて、かつ、甲から要請があった場合は、乙は可能な範囲で搬送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は、締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年6月30日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都国分寺市日吉町一丁目2番地14

乙 社会福祉法人つくしんぼ共同保育会

理事長 吉田 奈都恵

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 126 災害時における輸送に関する協定書

災害時における輸送に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と西武バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

（車両等）

第2条 乙は、甲の要請に基づき輸送に使用する車両は、コミュニティバス（にじバス）等を使用するものとする。

2 乙は、原則、東京都緊急道路障害物除去路線路及び小平市緊急道路障害物除去路線を走行するものとする。

3 輸送にあたりコミュニティバス運行事業に関する協定を遵守し、甲乙協議の上、必要な事項を決定するものとする。

（支援活動）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- (1) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (2) 応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (3) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（支援活動の要請）

第4条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前に国に届け出ている運賃・料金を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第6条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第9条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。ただし、コミュニティバス（にじバス）を使用した場合には、乙が保険費用を立替え、その費用を甲が負担するものとする。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故)

第10条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第11条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年7月18日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

所沢市久米546番1

乙 西武バス株式会社

代表取締役社長 塚田 正敏

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

西武バス株式会社 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第 3 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数または 物資・資機材
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人

2 支援活動内容

- (1) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (2) 応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (3) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援（ ）

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

小平市長

西武バス株式会社

支援活動報告書

災害時における輸送に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 (協定第 3 条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数 または 物資・資機材	走行距離 (k m)
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	人	

2 その他事項等

3 担当者氏名
連絡先

協定書 127 災害時における輸送及び施設等の利用に関する協定書

災害時における輸送及び施設等の利用に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社新東京自動車教習所（以下「乙」という。）は、災害時に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小平市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲と乙が協力して被災者等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、また、応急危険度判定等の活動拠点として、乙の施設等の一部利用にあたり、必要な事項を定めるものである。

（支援活動）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、可能な範囲で次の各号に掲げる事項の支援を行うものとする。

- （1）被災者の輸送
- （2）甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- （3）応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- （4）無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- （5）施設等の提供
- （6）車両の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 小平市小川町一丁目2364番地

施設名 新東京自動車教習所

（支援活動の要請）

第4条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、事後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、支援活動が完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 前条第1項の規定により乙が活動に要した費用は、別途甲乙合意した場合を除き有償とする。

2 前項に係る費用は、災害前の実勢価格等を参考とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払)

第6条 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(損害賠償)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(保険)

第8条 乙は、輸送に使用する車両に対し、自賠責保険及び任意保険(以下「保険」という。)に加入し、その費用は乙が負担する。

2 乙は、本協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰するこのことのできない事由により保険を適用した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(故障)

第9条 貸与期間中に提供された車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(賠償)

第10条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(事故)

第11条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し事故が生じた場合は、甲に対し、速やかに電話等で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(情報交換)

第12条 甲乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する3か月前までに甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 甲乙間で本協定の解釈等について、疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年8月17日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

小平市小川町一丁目2364番地

乙 株式会社新東京自動車教習所

代表取締役 関口 元久

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

株式会社新東京自動車教習所 様

小平市長

支援活動要請書

災害時における輸送及び施設等の利用に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援活動要請事項

支援日時	支援活動内容 (協定第2条)	輸送区間 (乗車から降車)	乗車人数・物資・資機材 施設等及び車両の提供
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで	

2 支援活動内容

- (1) 被災者の輸送
- (2) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の輸送
- (3) 応急対策業務に必要な物資及び資機材の輸送
- (4) 無線を活用した被害状況報告及び情報収集
- (5) 施設等の提供
- (6) 車両の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援

3 その他留意事項等

4 小平市担当者 小平市 部 課 担当
氏 名
連 絡 先

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

小平市長

株式会社新東京自動車教習所

支援活動報告書

災害時における輸送及び施設等の利用に関する協定第 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 支援活動実施内容

支援日時	支援活動内容 （協定第 2 条）	輸送区間 （乗車から降車）	乗車人数 物資・資機材 施設・車両	走行距離 （k m）
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで		
年 月 日 午前 時～午後 時から 年 月 日 午前 時～午後 時まで		から まで		

2 その他事項等

3 担当者氏名
連絡先

協定書 128 災害時における要配慮者への支援に関する協定書

災害時における要配慮者への支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ハートフルケア（以下「乙」という。）とは、災害時における、介護保険サービスの利用者並びに避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）における要配慮者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、乙が提供する介護保険サービスの利用者（カーサプラチナ花小金井の利用者をいう。以下同じ。）の安否の確認及び避難所等における要配慮者への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の配慮を要する者をいう。

（利用者の安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生した場合は、乙が提供する介護保険サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の安否を確認するものとし、安否の確認ができない利用者があるときは、継続して確認を行うものとする。

- 2 安否確認により得られた情報は、乙が管理するものとする。
- 3 乙は、災害の状況に応じて、利用者を避難所等の安全な場所へ避難誘導するものとする。
- 4 乙は、安否確認の結果及び避難誘導その他従事した内容を甲に報告するものとする。

（要配慮者への支援）

第4条 甲は、要配慮者への支援のため、必要に応じて、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があった場合は、可能な限り応じるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、避難所等に避難した要配慮者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談、日常生活上の支援
- (2) 介護保険サービスの提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

(要請方法)

第5条 甲は、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請する場合は、内容を明示した文書により通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が第4条第3項に規定する避難所等での支援に要した費用について負担する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）が適用されるサービスの範囲を除く。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本協定書に規定する業務の遂行により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年11月10日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都品川区東五反田5-25-19

乙 株式会社ハートフルケア

代表取締役 熊谷 学

協定書 129 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と医療法人徳寿会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、支援を必要とする要介護者等であって、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する介護老人保健施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙の管理する介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ小平の1階食堂とし、別添図面に示す範囲とする。

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用で、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、オムツ代等、乙が直接支払ったものに要した費用

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があった場合は、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、支払の時期についてはこの限りでない。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断した場合は、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人に対し協力要請を行うものとする。

（要配慮者の受入れ）

第7条 甲は避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介するものとし、乙は可能な範囲内でこれを受け入れるものとする。ただし、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項に基づき、乙の施設に受け入れる被災者等を特定している場合は、この限りでない。

（要配慮者の搬送）

第8条 要配慮者の福祉避難所への避難にあつては、可能な限り家族等の協力を得て避難することを原則とするが、家族等による搬送が困難な場合であつて、かつ、甲から要請があった場合は、乙は可能な範囲で搬送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は、締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月30日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

徳島県吉野川市鴨島町内原432

乙 医療法人徳寿会

理事長 浅野 登

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 130 災害時における罹災証明書発行に関する協定書

災害時における罹災証明書発行に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京消防庁小平消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時に発生した火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲と乙は、災害が発生した後に協議を行い、連携して罹災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- (1) 建物の被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 建物の被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共有に関すること。
- (4) 罹災証明書の発行場所に関すること。
- (5) 罹災証明書の交付窓口業務に関すること。
- (6) 罹災証明書の交付開始時期及び終了時期に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第3条 甲は、乙の火災調査業務において、被災者生活再建支援システムから出力した情報を提供する場合には、罹災証明書の発行に必要な範囲において、当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙が火災調査業務を行うために必要があると認められる場合は、甲は乙の求めに応じ、被災者の情報（住民基本台帳に係る情報及び固定資産課税台帳のうち、家屋課税台帳に係る情報）を提供するものとする。

2 乙は、甲が罹災証明書の発行に必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災調査結果の情報を提供するものとする。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を提供するものとする。

(発行窓口業務)

第5条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

(情報管理)

第6条 甲及び乙は、前条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定の解釈上に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年5月8日

東京都小平市小川町二丁目1 3 3 3 番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都小平市仲町2 1 番地

乙 東京消防庁小平消防署

小平消防署長 大高 浩

協定書 131 災害時における要配慮者への支援に関する協定書

災害時における要配慮者への支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と合同会社おりがみカンパニー（以下「乙」という。）とは、災害時における、介護保険サービスの利用者及び避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）における要配慮者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、乙が提供する介護保険サービスの利用者（リハプライド小平上水南の利用者をいう。以下同じ。）の安否の確認及び避難所等における要配慮者への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の配慮を要する者をいう。

（利用者の安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生した場合は、乙が提供する介護保険サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の安否を確認するものとし、安否の確認ができない利用者があるときは、継続して確認を行うものとする。

- 2 安否確認により得られた情報は、乙が管理するものとする。
- 3 乙は、災害の状況に応じて、利用者を避難所等の安全な場所へ避難誘導するものとする。
- 4 乙は、安否確認の結果及び避難誘導その他従事した内容を甲に報告するものとする。

（要配慮者への支援）

第4条 甲は、要配慮者への支援のため、必要に応じて、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があった場合は、可能な限り応じるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、避難所等に避難した要配慮者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 日常生活上の支援
- (2) 介護保険サービスの提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

(要請方法)

第5条 甲は、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請する場合は、内容を明示した文書により通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が第4条第3項に規定する避難所等での支援に要した費用について負担する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）が適用されるサービスの範囲を除く。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本協定書に規定する業務の遂行により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 東京都小平市上水南町二丁目15番7号1
エバーグレース543 1階
合同会社おりがみカンパニー
代表社員 大八木 祐雅

協定書 132 災害時における要配慮者への支援に関する協定書

災害時における要配慮者への支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と株式会社ジンバ（以下「乙」という。）とは、災害時における、障害者総合支援法のサービス利用者並びに避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）における要配慮者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、乙が提供する障害者総合支援法の利用者（グループホームゼワの利用者をいう。以下同じ。）の安否の確認及び避難所等における要配慮者への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の配慮を要する者をいう。

（利用者の安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生した場合は、乙が提供する障害者総合支援法のサービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の安否を確認するものとし、安否の確認ができない利用者がいるときは、継続して確認を行うものとする。

- 2 安否確認により得られた情報は、乙が管理するものとする。
- 3 乙は、災害の状況に応じて、利用者を避難所等の安全な場所へ避難誘導するものとする。状況に応じ近隣の施設の職員・利用者にも避難の声掛けし誘導を行う。
- 4 乙は、安否確認の結果及び避難誘導その他従事した内容を甲に報告するものとする。

（要配慮者への支援）

第4条 甲は、要配慮者への支援のため、必要に応じて、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があった場合は、可能な限り応じるものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、避難所等に避難した要配慮者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談、日常生活上の支援
- (2) 障害福祉サービス等の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

(要請方法)

第5条 甲は、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請する場合は、内容を明示した文書により通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が第4条第3項に規定する避難所等での支援に要した費用について負担する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）が適用されるサービスの範囲を除く。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本協定書に規定する業務の遂行により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年10月25日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都小平市小川町一丁目404番2号

乙 ハビテ小平105

株式会社ジンバ

代表取締役 武田 法子

協定書 133 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑山会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、自宅や避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）及びその介助者（家族等を含む。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、令和3年7月26日に「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結したところであるが、利用可能施設の追加に伴い、次の条項により新たに協定を取り交わす。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用可能施設）

第2条 福祉避難所として利用可能な施設は、乙の管理する以下の施設とし、使用可能な範囲はそれぞれ別添え図面（図1及び2）に示すとおりとする。

施設名称	使用可能範囲
特別養護老人ホーム小平グリーンてらす	1階多目的室
特別養護老人ホームグランてらす小平団地	1階地域交流スペース及び多目的室

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
 - (2) 要配慮者に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項の費用負担の額については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行う。

（要配慮者の受入れ等）

第7条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙は可能な範囲内でこれを受け入れるものとする。

ただし、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項に基づき、乙の施設に受け入れる被災者等を特定している場合は、この限りではない。

（要配慮者の搬送）

第8条 要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

なお、自身で福祉避難所へ避難できない場合で、甲の要請があった場合は、乙は可能な範囲で搬送に協力する。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月15日

小平市小川町二丁目1333番地
甲 小 平 市
小 平 市 長 小 林 洋 子

小平市鈴木町一丁目99番6
乙 社会福祉法人緑山会
理 事 長 齋 藤 淳

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

協定書 134 災害時における行政手続の支援活動に関する協定

災害時における行政手続の支援活動に関する協定

小平市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩中央支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者支援に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したときをいう。

2 本協定において「災害時における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時において被災者の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において支援活動が必要であると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、協力要請書（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態の急迫等要請書によることができない事情がある場合は、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

5 実施本部は、東京都行政書士会多摩中央支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第6条に定める支援活動を実施する。

（支援活動の根拠等）

第4条 実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務の範囲とする。ただし、第6条第1項第5号に定める場合については、この限

りでない。

- 2 実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、他地域の行政書士会又はその支部並びに他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

(当事者間の連絡及び調整)

第5条 支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあつては防災危機管理課長、乙にあつては支部長とする。

- 2 前項に定める者に事故又は支障が生じた場合は、甲及び乙においてあらかじめ事務担当者名簿（別紙第2号様式。以下「担当者名簿」という。）で定める順位に従い、他の担当者がその職務を代行する。

- 3 乙は、個別の支援活動について甲と協議する事項が生じた場合は、当該事項の担当課（当該事項を担当するものとして甲において担当者名簿で定める課をいう。）に連絡するものとする。

- 4 甲及び乙は、本協定締結の日から60日以内に、最初の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

- 5 甲及び乙は、変更等があった場合は、遅滞なく、変更後の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

(支援活動の内容及び実施場所)

第6条 実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

- (1) 被災証明書の申請その他災害時における申請全般に関すること。
- (2) 官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。
- (3) 権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。
- (4) 前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。
- (5) 第1号の申請について甲が行う被災者支援業務に関すること。

- 2 前項の支援活動は、小平市役所本庁舎及びその他の甲と協議して定める場所において実施するものとする。

(支援活動の広報)

第7条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、支援活動の実施場所及び支援活動の内容について広報に努めるものとする。

(支援活動の対価)

第8条 実施本部は、支援活動の実施について、被災者から一切の対価を受けない。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙からの支援活動の報告を受け、乙が当該活動に要した実費相当の経費について、甲乙協議の上決定し、負担するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月3日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 小平市天神町四丁目15番11号
東京都行政書士会多摩中央支部
支部長 加藤 史郎

別紙第 1 号様式（第 3 条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

東京都行政書士会多摩中央支部
支部長 様

小平市長

「災害時における行政手続の支援活動に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり
支援活動の実施を要請します。

記

要請担当者	所属	職名
	氏名	電話 — —
要請日時	年 月 日 () 午後・午前 時 分	
要請内容		
場所		
人数		
期間		
備考		

別紙第2号様式（第5条関係）

事務担当者名簿

年 月 日現在

【小平市】連絡責任者等

相談窓口全般に関すること：市民部市民サービス担当

	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
電話番号		
F A X 番号		

り災証明書に関すること：市民部税務課

	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
電話番号		
F A X 番号		

生活再建相談に関すること：健康福祉部生活支援課

	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
電話番号		
F A X 番号		

【東京都行政書士会多摩中央支部】

連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
電話番号		
F A X 番号		

協定書 135 災害時における要配慮者への支援に関する協定書

災害時における要配慮者への支援に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）とエンジョイ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における介護保険サービスの利用者及び避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）での要配慮者に対する支援に関し、令和6年9月2日に「災害時における要配慮者への支援に関する協定書」を締結したところであるが、対象施設の追加に伴い、次の条項により新たに協定を取り交わす。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、乙が介護保険サービスを提供する介護保険サービスの利用者（一期一笑みその塾及びリハデイ一期一笑小平喜平の利用者をいう。以下同じ。）の安否の確認及び避難所等における要配慮者への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の配慮を要する者をいう。

（利用者の安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生した場合は、乙が提供する介護保険サービスの利用者（以下この条において「利用者」という。）の安否を確認するものとし、安否の確認ができない利用者がいるときは、継続して確認を行うものとする。

- 2 安否確認により得られた情報は、乙が管理するものとする。
- 3 乙は、災害の状況に応じて、利用者を避難所等の安全な場所へ避難誘導するものとする。
- 4 乙は、安否確認の結果及び避難誘導その他従事した内容を甲に報告するものとする。

（要配慮者への支援）

第4条 甲は、要配慮者への支援のため、必要に応じて、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があった場合は、可能な限り応じるものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、避難所等に避難した要配慮者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談、日常生活上の支援
- (2) 介護保険サービスの提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めた事項

(要請方法)

第5条 甲は、乙に対し、避難所等へ職員の派遣を要請する場合は、内容を明示した文書により通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が第4条第3項に規定する避難所等での支援に要した費用について負担する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）が適用されるサービスの範囲を除く。

2 前項の費用負担の額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本協定書に規定する業務の遂行により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年12月10日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 東京都東村山市萩山町一丁目8番12号
クロウバーハイツ2F
エンジョイ株式会社
代表取締役 浜 諒貴

協定書 136 災害発生時における小平市と小平郵便局との協力に関する協定書

災害発生時における小平市と小平郵便局との協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社小平郵便局（以下「乙」という。）とは、災害時における相互連携体制の構築に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の市域内で地震その他による災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、甲の市域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）避難・物資支援のための車両の提供（乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が業務中に発見した市域内被災状況の甲への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙については小平郵便局総務部長とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月14日

甲 小平市小川町二丁目1333番地
小 平 市
小平市長 小林 洋子

乙 小平市小川東町五丁目16番1号
日本郵便株式会社
小平郵便局長 丸田 敦

協定書 137 災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書

災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）は、災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小平市地域防災計画に基づき甲が実施する保健活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、小平市地域防災計画に基づき、避難所での健康相談や健康管理、地域における巡回健康相談等の保健活動を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（管理栄養士及び栄養士の派遣）

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、甲が実施する保健活動を行うための要員として、日本栄養士会災害支援チーム東京（JDA-DAT/TOKYO）と連携し、管理栄養士及び栄養士（以下「管理栄養士等」という。）を派遣するものとする。

（管理栄養士等に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（管理栄養士等の移動・生活手段）

第5条 管理栄養士等の現場までの移動手段及び活動中の宿泊施設や食事等の生活手段の確保については、原則として乙が行うものとする。

（業務）

第6条 乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者（高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の配慮を要する者（要配慮者）を含む。）への巡回個別栄養相談
- (2) 避難所での食事状況調査や衛生及び栄養健康指導
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品等）の提供に係る支援
- (4) その他状況に応じた支援活動

(報告)

第7条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに業務の終了後、任意の様式により甲に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙及び派遣された管理栄養士等は、甲からの要請に基づき第6条で規定する業務を行うに当たり、知り得た個人情報等を目的外に使用し、又は他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が第6条で規定する業務を実施した際に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、災害発生前の適正な価格とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、この協定に基づく業務に際し、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(訓練)

第13条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、必要に応じて、乙に対し、甲が実施する防災訓練、研修会等への参加を要請するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年1月20日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

小平市長 小林 洋子

東京都新宿区四谷三丁目9番地

乙 公益社団法人 東京都栄養士会

会 長 西 村 一 弘

協定書 138 災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書

災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と小川駅西口地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）は、災害時等における乙が管理する施設での一時滞在施設の開設、運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内で地震その他による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、乙が管理するアトラスタワー小平小川において、災害時に帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設し、運営するために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 甲の要請に基づく帰宅困難者を収容する一時滞在施設の開設及び運営
- (2) 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の配布
- (3) 施設周辺の被害情報や鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者への情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（利用想定施設）

第4条 一時滞在施設として提供する施設は次の表のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
アトラスタワー小平小川	小平市小川西町 四丁目16番1号	5階ラウンジ・ エントランスホール (約283 m ²)	約70人

(開設・運営の基準)

第5条 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として、発災後3日間の運営を基本とする。ただし、帰宅困難者の帰宅状況によっては、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(開設の手順)

第6条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、第4条に掲げる区域を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合には、速やかに施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、第1項の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、一時滞在施設の開設、運営に当たり人員が不足する場合には、速やかに甲に連絡するものとし、協力要請があった場合には、甲は職員を派遣するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が実施した一時滞在施設の開設運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

(個人情報等の保護)

第9条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設運営に当たり業務上知り得た個人情報等を含む機密情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害補償)

第10条 甲は、第3条に規定する協力の内容に従事した乙の職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練の実施)

第11条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(確認書の作成)

第12条 甲及び乙は、第3条に掲げる協力を要請する場合の連絡責任者に関することや、備蓄品に関すること及びその他詳細な事項については、協定締結後に確認書を取り交わすとともに、その内容に変更が生じた場合には、適時見直しを図ること。

(協議)

第13条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がない場合には、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(地位の承継)

第15条 この協定に基づく乙の一切の権利・義務は、管理組合が設立された後、乙から管理組合に承継するものとし、甲はその旨を承諾するものとする。

(適用開始日)

第16条 この協定は、管理組合による施設の管理が開始され、帰宅困難者への対応が可能となった後、管理組合から甲に対し、その旨を伝達した日から適用するものとする。

2 管理組合は、乙から前条に示す地位の継承を受けた後、速やかに帰宅困難者の受入体制を構築するものとする。また、乙は管理組合に対し、体制構築に向けて助言や必要な支援を行うものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙の代表者は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和7年2月7日

甲 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市
小平市長 小林 洋子

乙 東京都小平市小川西町四丁目14番27号
NMCビル2階
小川駅西口地区市街地再開発組合
理事長 中村 達良

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第4 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(秘密の保持)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第6 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。